

## 令和6年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月12日(水)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	10
7番 関 口 雅 敬 君	10
1番 鈴 木 日出男 君	20
6番 野 口 健 二 君	28
5番 村 田 徹 也 君	29
3番 野 原 隆 男 君	40
2番 板 谷 定 美 君	43
8番 大 島 瑠美子 君	45
9番 新 井 利 朗 君	51
○町長提出議案の報告及び一括上程	54
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を 改正する条例)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例)	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度長瀬町一般 会計補正予算(第1号))	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第26号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正 する条例	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第27号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に	

関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第28号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例の一部を改正する条例	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第29号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)	
○会議時間の延長	7 9
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第30号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	8 0
・議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第32号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
・請願第1号 国に対し「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求 める請願	
○日程の追加(議員提出議案の報告及び上程)	8 4
○発議第1号の説明、質疑、討論、採決	8 4
・発議第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書	
○議員派遣の件	8 5
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	8 6
○字句の整理	8 6
○閉会について	8 6
○町長挨拶	8 7
○閉 会	8 7

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第57号

令和6年第2回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年6月7日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和6年6月12日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利	朗	君				

不応招議員（なし）

## 令和6年第2回長瀬町議会定例会 第1日

令和6年6月12日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

1番 鈴 木 日出男 君

6番 野 口 健 二 君

5番 村 田 徹 也 君

3番 野 原 隆 男 君

2番 板 谷 定 美 君

8番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

1、発議第1号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	染野和明君
企画財政課長	橋本明身君	会管理者兼計 会務会計長	福嶋俊晴君
町民課長	枋原秀樹君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康も長 こども課長	福島陽子君	産業観光課長	常木真人君
建設課長	村田和也君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	前沢克之	書記	横山和弘
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(岩田 務君) 皆さん、おはようございます。

今日は、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。  
ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(岩田 務君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(岩田 務君) 本日の会議において地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(岩田 務君) ここで諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

3月15日に、長瀬中学校で卒業式があり、出席いたしました。

3月22日に、長瀬第一小学校で卒業式があり、出席いたしました。同日、長瀬第二小学校で卒業式があり、副議長の野原隆男君が出席いたしました。同日、ちちぶ定住自立圏関係者懇親会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

3月23日に、長瀬町ソフトボール協会総会・懇親会があり、出席いたしました。

3月25日に、小鹿野町役場で秩父地域議長会第4回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

4月1日に、長瀬町役場で辞令交付式があり、出席いたしました。

4月3日に、宝登山神社で宝登山例大祭があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

4月5日に、埼玉教育会館で町村長・町村議会正副議長会合同研修会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。同日に、埼玉教育会館で町村議長役員会があり、出席いたしました。

4月8日に、長瀬中学校で入学式があり、出席いたしました。

4月9日に、長瀬第一小学校で入学式があり、出席いたしました。

4月20日に、小鹿野町で小鹿野春祭りがあり、出席いたしました。

5月13日に、秩父市役所で秩父地域の医療に関する講演会及び意見交換会があり、出席いたしました。

5月16日に、秩父市役所で第75回全国植樹祭秩父地域推進委員会第3回総会があり、出席いたしました。

5月17日に、皆野文化会館で皆野長瀬農産物直売部会第10回通常総会があり、出席いたしました。同日に、小鹿野町役場で令和6年度秩父地域議長会定期総会及び正副議長歓送迎会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

5月21日に、長瀬町商工会通常総代会及び懇親会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

5月23日に、長瀬町役場で令和6年度道議連・水森議連・観光議連第1回役員会があり、副議長の野原君と出席いたしました。同日に、長瀬町役場で秩父町村議員クラブ役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

5月24日に、県民健康センターで埼玉県町村議会議長会役員会があり、出席いたしました。同日に長瀬町観光協会懇親会があり、出席いたしました。

6月4日に、長瀬町役場で船玉まつり実行委員会があり、出席いたしました。

6月7日に、中学校校庭で中学校体育祭があり、出席いたしました。

次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 皆野・長瀬下水道組合議会議員定例会について報告いたします。

令和6年第1回皆野・長瀬下水道組合議会議員定例会が3月14日木曜日に開催され、野口議員、野原議員、鈴木議員とともに出席いたしました。

主な議案は、条例の制定について2件、条例の一部改正について1件、下水道事業会計補正予算1件、下水道事業会計予算1件、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、新皆野議会議員の4名、新井達男、黒澤広治、倉林郁雄、新井健司の紹介がありました。

また、新議長に私、板谷定美が選任されました。

以上、報告といたします。

○議長（岩田 務君） 監査委員から前年度基金監査及び例月出納検査における令和6年2月分から令和6年4月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに令和6年第2回長瀬町議会議員定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところでございます。

まず初めに、令和6年4月1日付で幹部職員の異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

初めに、埼玉県からの派遣職員であります橋本明身企画財政課長でございます。

- 企画財政課長（橋本明身君） 橋本でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長（大澤タキ江君） 福嶋俊晴会計管理者兼税務会計課長でございます。
- 会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 福嶋でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長（大澤タキ江君） 染野和明総務課長でございます。
- 総務課長（染野和明君） 染野でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長（大澤タキ江君） 朽原秀樹町民課長でございます。
- 町民課長（朽原秀樹君） 朽原でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長（大澤タキ江君） 常木真人産業観光課長でございます。
- 産業観光課長（常木真人君） 常木でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長（大澤タキ江君） 村田和也建設課長でございます。
- 建設課長（村田和也君） 村田でございます。よろしくお願いいたします。
- 町長（大澤タキ江君） 以上、異動のありました幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

気象庁によりますと、関東甲信の平年の梅雨入りは6月7日頃でございますが、今年は梅雨前線の北上が遅く、平年より遅くなる見通しとのことでございます。6月中旬以降は次第に梅雨前線が本州付近に停滞し、関東甲信でも16日頃の梅雨入りが予想されているところでございますが、気候と体調は密接に関係しているため、議員各位、町民の皆様には、ふだん以上の健康管理にご留意いただきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが令和5年5月8日に2類相当から5類相当に移行し1年が経過し、移行後初めて迎えたゴールデンウィークは、全国各地で制限が緩和され、観光やレジャーの需要が大幅な回復を見せ、インバウンドも急拡大したというニュースが多く届きました。コロナ禍に苦しみ、多くの活動が中止や延期に追い込まれた光景から、日常に戻ってきたと改めて実感しているところでございます。

また、今年、名勝及び天然記念物「長瀨」が指定されてから令和6年12月9日に100周年を迎えます。100年もの長い歴史を振り返りますとき、「観光地長瀨」を確立していただいた先人たちの努力に深く敬意を表しますとともに、常日頃、町の成長と発展にご支援、ご協力をいただいております長瀨町議会をはじめ、町民の皆様にご改めて感謝を申し上げます。

今後も複雑、多様化する様々な課題に的確に対処し、未来に向けて進化し続けられる長瀨町を目指して最善を尽くしてまいりますので、さらなるご協力のほどをお願い申し上げます。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。4月4日に秩父警察署管内の春の全国交通安全運動出発式を役場前駐車場において開催しました。式典では、高砂保育園の園児が元気よく交通安全宣言を行い、オカリナ愛好会による演奏や宝登山小動物公園の皆様、モルモットが1列になってハウスへと帰るモールウェイを披露していただきました。

次に、産業観光課関係について申し上げます。毎年、春の恒例行事となっております観光協会によるライトアップイベントが3月20日の岩田桜を皮切りに、3月23日から北桜通り、5月1日から6月9日まで月の石もみじ公園の青もみじのライトアップが行われました。

また、花の里づくり実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております、花の里のハナビシ草園は、2月末日に種まきを行い、5月8日に開園し、今年は5月末時点で4,000人を超える多くの観光客の皆様にご来場をいただきました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。5月15日に長瀬第一小学校の学校行事として統合記念式典が開催され、出席いたしました。埼玉県警察音楽隊、カラーガード隊による記念演奏も行われ、校歌が演奏された際には、第二小学校出身の児童を含めた全児童が大きな声で歌っている姿を見て安心をいたしました。

次に、6月7日には長瀬中学校の体育祭が開催されました。今年度は平日開催でしたが、多くの保護者の皆さんに見守られ、しっかりと準備してきた成果を披露していただきました。生徒たちの一生懸命に取り組む競技や演技は大変すばらしく、多くの人を感動させてくれました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分の承認案3件、条例の改正案3件、補正予算案2件、人事案2件の合わせて10議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

3番 野原 隆 男 君

5番 村田 徹 也 君

以上の2名を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間に決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いします。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、第二小学校跡地の利用方法について、町長に伺います。令和5年度9月議会において可決された補正予算で、公共施設の耐力度や劣化調査を実施することになりましたが、調査はどのような結果になったのか伺います。

また、町民が関心を寄せている第二小学校を今後どのように利用し、この調査結果をどのように活用するのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、長瀬第二小学校の劣化状況調査の結果についてでございますが、コンクリート中性化、圧縮強度試験等を実施したところ、設計基準強度を満たしているとの結果でございました。なお、竣工から48年が経過し、調査でも屋上や外壁には相応の劣化が生じているとされております。

また、旧第二小学校の利用方法についてでございますが、廃校活用について、他の自治体を見渡しますと、道の駅やホテル、福祉や介護施設、町の公共施設など活用形態は様々でございます。そのため、活用方法については、様々な方に意見を聞く必要があると考えております。まずは、町民の意見を聞くために、行政区との意見交換会や町民アンケートを実施するとともに、民間の意見を聞くためにサウンディング調査を実施します。ある程度意見が集約できましたら、旧第二小学校跡地活用に関する検討委員会を立ち上げ、活用方針を検討していきます。

そして、調査結果の活用についてでございますが、検討委員会において旧第二小学校跡地の活用方法を検討する際の参考とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、答弁をしていただきましたが、耐力度調査等の結果を示してもらったのだけでも、今言った数字でいくと基準を満たしていると、屋上だとか、その辺がちょっと悪くなっているとい

う説明でありますけれども、もう少し詳しくいつ頃どこの業者でどんな内容の調査をしたのか、ちょっと説明をお願いいたします。それと、現在の状況の資料を、後ほどで結構ですから、我々にも示してほしいと思います。

いろいろな人からいろいろな意見をこれから聞いていくということでもありますけれども、町長は以前、検討委員会のメンバーを議会に出してきていました。そこまで考えているのであれば、もう少し第二小学校跡地、これから皆さんの意見聞いてというのはよく分かりますが、この調査の結果、町の考えとして、もう一步踏み込んだお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

業者のお名前というお話でございますので、東日本総合計画株式会社でございます。

それから、もう少し踏み込んだというお話でございますけれども、これから跡地利用検討委員会を立ち上げるということでございますので、まだそちらの踏み込んだというお話をいただきましても、そこまでは至っておりません。

それから、メンバーをお示したというお話でございましたけれども、ちょっと勘違いしていらっしゃるのかなと思うのですが、二小の跡地利用の検討委員会につきましては、まだこれからでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私がなぜこの調査についてしつこくというか、質問したかという、以前雇用促進住宅を耐震したのに壊すか壊さないかという中で、コンクリートの劣化状況を見たときに、何か後になって考えると、町の示した資料等が不十分だったと私は今感じています。それは、例えばこの調査するのにどんな調査したのかというのは、コンクリート穴を、例えばこの調査するのであれば1か所というか、1つの調査に複数のコンクリート状況を取り出してみようというので、今業者は東日本何とかという業者、ご立派な会社なのだと思います。しっかり調査もできたのだと思いますけれども、基準には満たしていると、そうするとそんなに悪くないという考えでいいわけですか、ちょっとその辺聞きます。

それで、メンバーについては、私が勘違いしているということでもありますから、このメンバーはこれからいろいろな意見聞いて決めていくのであって、幅広く、町長、メンバー決めるときにはぜひお願いをしたいと思います。

では、この件に関して、今の答弁して、お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたけれども、屋上や外壁には相応の劣化が生じていることから、長期的に活用する場合には、追って改修する工事が必要となりますというお話でございます。48年もたっておりますので、これから先を考えますと、そのような状況かなと思っております。また、修繕には相当の予算が必要となりますので、今の状態で長期的に活用していくことは困難であるかなと危惧を持っておるところでございます。

それから、委員会のメンバーのお話がございました。この検討委員会につきましては、これまでに町の委員会に関わってきていない方や、若者世代や女性の活用も考えております。また、公共施設としてだけでなく、民間の施設としての利用も活用方法として考えられますことから、廃校の活用意向があるよう

な利害関係者は除きますが、公募での選任も検討していきます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次の質問に移ります。

災害時における町外職員の招集と職員初動マニュアルについて、町長に伺います。職員初動マニュアルに書かれている平常時の備蓄を職員は実施しているか伺います。また、現在町の職員は半数以上が町外に住居を構え、夜間や休日など勤務時間外に災害が発生した場合、災害時における道路の寸断や交通規制等により、職員の登庁が困難になると考えますが、職員初動マニュアルに記載されているような活動が可能なのか、人員不足にならないのか伺います。

なお、町が考えた避難所と住民が実際に避難場所として考えている場所と乖離があるように思いますが、町が指定する避難所を今後見直す考えがあるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、災害時における町外職員の招集と職員初動マニュアルについての関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員初動マニュアルに書かれている平常時の準備を職員は実践しているのかについてお答えいたします。職員初動マニュアルには、初動における職員の行動基準として「平素の準備」を定めています。具体的には、災害時における自分自身の職務の理解、防災、減災、気象情報に関心を持つ、非常持ち出し品などの準備、1週間を目安とする日常備蓄を自ら実践するなどが示されています。職員は、これまでの訓練や日常の防災活動を通じて平素の準備を理解するとともに、日頃からこのマニュアルの習熟に努め、初動期に迅速かつ的確な行動が取れるようにしております。

次に、災害時における道路の寸断や交通規制等により、職員の登庁が困難になると考えるが、職員初動マニュアルに記載されているような活動が可能なのか、人員は不足にならないのかについてお答えいたします。交通途絶に至るような災害時に職員が参集する際の課題は2つあると考えられます。1つは、交通途絶等の物理的に困難な状況に陥った場合です。もう一つは、職員が心理的に困難な状況に陥った場合です。職員としての務めと人としての責任のはざまでの悩み、より困難な状況に陥る場合があります。例えば職員自身や家族が被災した場合、また近所の住民が被災した場合などです。まずは人命救助が優先されます。どのような困難な場合でも、職員が適切に参集や災害対応をするために必要なことは、心構えと想像力と考えます。職員初動マニュアルでは、最初に職員の心構えを定めています。職員として我が町を守り抜く精神で、住民並びに自分自身や家族の安全を守るように十分な備えをしておく必要があるとして、5つの心構えとまずは行動することを定めています。

長瀬町に入ってくる道路には、国道140号線、主要地方道長瀬玉淀自然公園線、主要地方道前橋長瀬線、県道長瀬児玉線のほか、林道が6路線あります。また、皆野町との町境までですが、主要地方道皆野両神荒川線、国道140号バイパスもあります。私は、たとえ交通途絶等の困難な状況でも、職員はどのルートでどのような方法でどうやったら参集できるか、想像力を働かせて参集し、そして発災直後でも、仮に限られた人員になっても、どのような状況に陥っても適時適切に災害対応するものと信じております。その上で、関口議員から、町の職員の半数以上が町外に居を構えていることで、初動対応のご懸念のご質問をいただきましたので、職員に対し、改めて職員初動マニュアルを熟読するよう指示いたします。さらに、今後も適切な訓練を実施するなど、いざ災害のときの準備にもしっかりと取り組んでまいります。

次に、町が考えた避難所と住民が実際に避難場所として考えている場所と乖離があるようだが、町が指定する避難場所を今後見直す考えがあるかについてお答えいたします。避難所には、町民が自主的に避難される場合に集会所等を開放する自主避難所と、災害対策基本法に基づき町地域防災計画に定めている被災者が一定期間避難生活を送るために開設する指定避難所があります。なお、災害初動期には、指定避難所として定めている施設を自主避難所として開放する場合があります。町民の方の認識に乖離があるとのこと指摘ですので、改めて広報等で分かりやすく周知してまいります。また、自主避難所、指定避難所とも、これまでも必要に応じて見直してまいりましたが、今後も適宜適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、今答弁を答弁書どおりに発言していただきました。

では、もう一度お聞きをいたします。職員も被災者になるかもしれないというのは、今町長の言葉にもありました。本当に町長が発言したとおり、職員も被災者になるし、町民だけではなくて、実際なるのですよ、災害が起こったときには。もうちょっと職員をあまりぴりぴりにさせないように余裕を持たせる考え方を、町長、考えを変えたほうがいいと思います。私が町長の発言を聞いていて、町長は関口が言うような災害は来ないと心の中で多分思っているのだと思います。私も能登半島やいろんな東日本大震災、この議場でも経験しました。ここでも東日本大震災のときにはあんなに揺れて、机の下へ隠れる人がいたりするぐらいな怖さがありました。あのときは昼間だったから、職員も町内すぐ見に行けたと。だから、町長、いつ起こるか分からないのです。災害の教訓というか、短い災害、長い恵みの繰り返し、正しい知識で正しく恐れ、正しく備えという言葉があるそうです。こういう言葉を参考にしながら、私はいま一度町長に聞きますけれども、今町外の職員が何名いるのですか。町内に居住している職員が何人いるのか、まずそれをお聞きをいたします。

緊急時に職員も今町長が言うように、あっちの道、こっちの道、ふだんから検討しながら来るのだと言うけれども、本当にそういう事態になったら来られないです。もうちょっと職員の荷物軽くしてあげる考え方をしてあげたほうが私はいいように思うのです。

避難所の開設、備蓄品を持っていくという話も、職員も大変です。やってくれるのはありがたいです、本当に。だけれども、そういう災害になったときに慌てて、どこに置いてあるのですか、4階の。その4階から下に持ち出して避難所まで届けるのだったら、分散備蓄を選ぶべきですよ、町長。

それと、このハザードマップに避難所が載っていて、これ皆さん家庭に配ってあるけれども、この災害のときにはここ、この災害はここの分けていたのでは、住民があっちに行ったりこっちに行ったりするだけです。避難所というのははっきり決めて、そこにしっかりといろんものを配備しておいてあげるほうが私はいいと思います。これだけ複雑になっていると、どこにどういふふうに行っていけばいいか分からないです。それをいま一度お聞きをいたします。変えないとまずいです。

それから、職員に、私かばえと言いながら、ちょっと細かい意地悪な質問しますけれども、では職員が我々には安心安全メールあたりで1週間分の食料を各自用意するようにという安全メールが流れてきています。職員は、では平時から自分の備蓄品7日間用意しろといったけれども、実際用意できているのか、職員に、そこに初動マニュアルに書いてあっても。ただ、だから絵に描いた餅ではなく、描いてあればいいのではなくて、できるようにしてあげなければならないのが災害時の自助、共助、公助になっていくのだと思います。

そこで、もう一つ私は町長に話しておきたいのは、町内の職員、半数より少ないわけです。その少ない職員の中から区長をやっている職員がいるわけです。そうすると、職員の行動、区長の行動、どちらを優先させるのですか、その職員は。地域を見捨てて全体の役場のほうに職務だから来るか、あるいは職務を捨てて地域を守らせるのか。こういうことがおかしいのですよ、私に言わせれば。そうすると、職員が区長を受けてやっていると自助、共助、共助がなくなってしまうのです。

町長、今の4点ですか、答弁お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

近年は、災害が大変大きくなっておりまして、昔は今ほどの大きな災害はそれほどなかったわけですが、その中で想定外という言葉が出てきたわけですが、しかし、最近はこの想定外という言葉が死語となってきております。この長瀬町は、災害が少ない町ということで今日まで来ておりますけれども、その想定外という言葉を使わせていただきますと、これからどんな災害が起こるか、それは分かりません。

その中で、先ほど関口議員から、町長はそんな大きな災害が来ないと思っているのだろうというお話をいただきました。決してそんなことはございません。想定外の災害がこれから起こるかもしれない、そういう状況を想定しながら、私たちも災害マニュアルをしっかりと作り、職員に周知徹底をさせていただいておるところでございます。

その中で、町内の職員が幾人いるかというお話をいただきましたけれども、今現在、ここに資料がございませんので、正確な数をお示しすることはできませんけれども、このところ町内に住んでいただく方も大分増えておりますので、以前より増えているのではないかなと思っておるところでございます。また細かい数字につきましては、追ってお示しさせていただきたいと思っております。

それから、備蓄品のお話でございますけれども、町外者が増えてくる中で備蓄品も分散しておいたほうがよろしいのではないかとお話でございますが、災害の内容によって対応は異なりますけれども、町の動きといたしましては、災害の発生が予想される際には、まず中央公民館が自主避難所として開設をするということとなっております。その後になります、土砂災害警戒情報が発出され、災害発生が切迫している状況となった際に、小中学校等の避難所の開設をするということになっております。このような指定避難場所に避難者が集中すると想定されておりますことから、これらを中心に備蓄品を配布するという必要に迫られるわけでございますので、やはり1か所にまとめて備蓄品は置いたほうが、そのときに持ち出すのにも持ち出しやすいのではないかなと思っております。

また、こちらからお願いをして、各集会所に開設をしていただくというようなこともございます。そうしたときには、自主避難所でございますけれども、皆様方には最低限の必要なものを持参していただきたいということ、これが原則だと思います。しかしながら、各種の事情により持参することも難しいこともあるかと思っておりますので、区長さんへの聞き取りを行った上で各避難所のニーズを把握し、迅速かつ適切に、もし災害が起きましたときには対応をさせていただきたいと思っております。

それから、職員が区長にというお話が出てまいりました。この後、行政区役員の選出と行政区の業務についてということでご質問をいただくことになっておりますけれども、そのときにまた改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、昔は役場職員が区長という立場はちょっとおかしいということで、暗黙の了解といえますか、きちんとした取決めではなかったらと思いますけれども、そうした状況で

あったわけでございます。しかしながら、関口議員もご承知のとおり、今高齢化が進む中でなかなか区長として行動できる方たちが少なくなっております。そうした中で、区によりましては、回り番ということのできる方たちが、お年寄りはいいですよというような区もあるようでございますけれども、そうした中でその区にお住まいの職員につきましては、どうしても区民としてお引き受けしなければならないという状況になっておるわけでございまして、これはぜひご理解いただきたいと思っておりますのでございます。

その中で、区長として行動するのか、職員として行動するのかというお話をいただきました。これは人の命を守るという、そうした使命の中では、区長も職員も区別はないと思いますので、しっかりとご本人が……

〔「そんな答弁じゃもういいよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいま町内の職員のパーセンテージが出てまいりました。49.37%ということでございます。何か抜けているものがございましたでしょうか。

〔「何で何名何名と言えないの」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） まだ今そこまでは出てきておりません。後でまたそちらはお示しさせていただきます。

以上です。

〔「時間取っちゃうからいいよ。次」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 申し訳ございません。町内者は39名だそうです。

〔「町内が30……」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 9名です。

〔「町外が」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 引いていただければいいわけですね。

〔「引いてって、その元が分からないでしょう」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 全部で79名ですので、ということでございます。

〔「79引く39かい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 79名です、職員数は。

〔「だから、79引く39でいいんだんべえ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私が本当に心配して町長にこう言ってやってもかみ合わない、本当に残念です。さっきの区長の話はともかくとして、39名の職員で賄うような状況になるかと思えます。本当に町長、真剣に備蓄も職員のために考えてやったほうがいいと思えます。指定場所は町内全体4ブロックに分けて、ここここここって決めるような、そういうふうには持っていけないと、本当に職員大変だと思えます。

そこで、最後にちょっともう一個だけお聞きをします。今町長も、町民の方々は自主避難所へ来るなりなんだりのときに1週間ぐらいの分持ってこいという話だったと思えます。ですから、さっきも私聞いているのですけれども、職員も7日間のそういう物品を平時から用意しろと初動マニュアルに書いてある、それをどうやって確認をしているのか、最後にそれ答えてください。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

職員お一人お一人に7日分しっかり用意して持ってきているかいという聞き取りはしておりません。ただ、そうしたマニュアルに沿って職員はしっかり動いていただいているものと私は思っております。

それから、分散分散と関口議員も毎回おっしゃいますけれども、例えば集会所に分散で備蓄をさせていただいた場合には、区の区長さんは大変だろうなと私は思います。これをしっかりと把握していなくてはなりませんし、傷んでしまっても困るし、そうしたお仕事が区長さん増えてくるのではないかなと心配もしております。むしろ1局のほうが、職員もそちらのほうが動きやすいのではないかなと思っております。

それから、1つだけちょっと私、関口議員にお話しさせていただきたいのは、3月議会の中で関口議員から、いざとなったら皆さんが食料を持ち寄ってバーベキューをやってくださいで済んでしまうというようなお話をいただきました。長瀬町におきましても、さきの台風19号の際には、皆さん地元の人たちが食料を持ち寄って集会所でお夕飯を作って食べたというようなお話もいただいております。やはりいざとなったときには、一番は自助でございますけれども、次は共助だと思っております。そのような中で、日頃のご近所付き合いが非常に大切だと思っておりますけれども、そこも関口議員もしっかり分かっているのだなと思っております。もしそうしたこの井戸地区が孤立したようなときには、関口議員に頑張ってもらっていて、ぜひリーダーシップを取っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 議長、悪いね、次行くから。お願いされなくても次に行きます。

3番目、提案制度の意見の公表と交流広場の状況について、町長に伺います。12月議会において、提案制度における意見の公表と交流広場につきましても、町民の意見を吸い上げ、その意見を発信していく検討すると町長は答弁しましたが、その検討が行われたのであれば検討結果の内容と、今後どのようにしていくのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の提案制度の意見の公表と交流広場の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、提案制度における意見の公表についてでございますが、町民の皆様から頂戴したご意見の一部と、それに対する町からの回答を「広報ながとろ」で公表をしております。今後もこのような形でご意見を公表させていただきます。

次に、以前町のホームページにあった交流広場の検討についてでございますが、交流広場は平成24年度に閉鎖しております。これは、職員に対する悪意のある書き込みが見られ、住民同士や行政との交流という本来の目的を果たすことが難しくなってきたためでございます。令和5年第6回定例会で関口議員から、交流広場はすぐ今取り上げれば良いという趣旨のご提案をいただきました。その後、改めて検討させていただきましたが、確かに町ホームページ上の交流広場のような取組は、住民参加型行政を展開していく際の一つの手法と考えます。しかし、悪質、悪意のある書き込みやプライバシーの侵害に当たる投稿などへの対応は、やはり大きな問題となっております。そのため、町としては、町ホームページに交流広場を再開することは、さらに慎重に検討する必要があると判断をいたしました。

なお、引き続き様々な機会を通じて町民の意見を伺ってまいります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁だと、今の国会を見ているような、検討する、再度という話で、やる気が全く感じられない。提案箱制度、一部は公表してという話であります。何で一部なのか、いろいろ来ているのであれば載せればいいではないですか。私が機関紙を配布しながら、住民の方からの意見かなり出てきます。町長も注文取り回ったほうがいいです。そうすると、ちょっと代表的な面言います。

これは、1人の方が言ったからという意見でなく、私が回って歩いて聞くと、まず中学校の周辺の除草、もっときれいにしろよという話がありました。また、町内の桜を守れという話も多くあります。それから、隣接地の木が出たり、草刈りがしていない、そういう問題も多く住民の方が言っています。それと、補聴器の補助、長瀬だけないから何とか早く実現させてほしい、こういう意見もありました。また、緊急医療体制、長瀬大丈夫なのですかという話もあります。そういう中で、通学路の問題、あるいは観光地の駐車場の料金の問題まで町民の方は関心を寄せています。それから、消防車、救急車が入れない道路、これ町長にもお願いしているのだけれども、全然進まないの、何とか道を広げてほしい、そういう地域もありました。

いろんな意見、町長、持っているのですよ、皆さん。町長は、誹謗中傷がある、あるいは職員をいじめる、そういう意見、書き込みがあるという話でありますけれども、今はしっかりと罰則が国で定められている。インターネットでやってくるのは、管理者であれば分かるでしょう。裏側を見れば、誰が言っているのかもできるIPアドレスがついているのです。分かるのだから、誰がどういう案件を言ってきたか。そういうのがあるのだから、そんな簡単によすのでなくて、いい方向に持っていくように考えたいではないですか。今高齢化で役場にも来られない、行きたくても大変だ、お助け隊頼まなくてはという話もよく聞きます。そういうことからすれば、交流広場、簡単でいいではないですか。いろんな意見出てきて、役場からぼんって返事を返していれば周りの人も見えています。役場もしっかり動いている、お守りにもなる。どうですか、町長、もう一度お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

関口議員から、町長も注文取りに行けというお話をいただきました。私も本当は町民お一人お一人からご意見をお聞きしたいところでございますけれども、町というのは、関口議員もご承知のとおり、予算というものがあるのです。その中で、どこの自治体でもそうだと思います。お一人お一人の意見を全て吸い上げて、分かりました、分かりましたと言って、それを全て実施するということは不可能なのではないかなと思っております。当然私もお会いしたときにはいろいろなお話を伺っております。今一番実は、役場に時計がないのはおかしいというお話をいただいているのですが、これにつきましてもこれからしっかりと予算をつけていただかないと困るなと思っておるところでございます。これについていたのでしたっけ、予算。ついているのですよね、予算は。予算はついているのだと思うのですけれども、まだ意外と役場のお仕事はいろいろ手続が手間がかかるものですから、すぐというわけにいかない状況の中で、時計のお話が今一番いただいております。本当に関口議員は、注文をたくさん取ってきていただきますけれども、お話をさせていただいても、それが全部できるわけではございません。優先順位というものがありますので、お話はお話として、ぜひ関口議員は注文を取っていただきましたときには、町のほうにお話をいただければありがたいなと思っております。

それから、全ての意見を公表するべきではないかというお話もいただきました。いただきましたご意見

のうち、広く町民にお知らせしたほうがよいと判断をしたものを公表しておるわけでございまして、そしてまた「広報ながとろ」の紙面にも限りがあることから、そうした町民にお知らせをするべきというもの、それを掲載させていただいておるところでございます。

それから交流広場、関口議員、大分お気に入りのようでございますけれども、これにつきましては平成12年に開設した町ホームページでございます。国の補助金を活用したものでございまして、住民同士がやり取りできるようにとの補助条件があったため、交流広場を開設したものでございます。しかしながら、秩父市あたりもそうしたものを取り入れましたが、やはり住民同士のそうしたトラブルもあったようでございまして、それを開設しなかったということもお聞きしております。結局のところは、実際に運用方法は住民対町になってしまったわけでございますので、その中で平成24年10月にホームページをリニューアルする際に、補助期間も終了しており、運用も古いということで、そしてまたサイト内の職員への誹謗中傷などが大変多かったということで閉鎖をしたわけでございます。前回関口議員から、前議会のときにお話をいただきましたけれども、これにつきましてはやはりしっかりと庁舎内で検討させていただきました結果、そのようなことになりましたので、よろしく願いいたします。

それから、電波時計を昨日庁舎の入り口に設置をしたという今お話が参りましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 言っても分からないので、次に行きます。

4番目、行政区役員を選出と行政区の業務について、町長に伺います。3月議会において役員の受け手がなく、人選に苦慮していることを質問しましたが、行政区役員においても同様な事態が起きており、町として行政区に対して今後どのようにサポートをするのか伺います。

また、本来町が行うべき業務を行政区役員に負担をさせている感じがしますが、行政区に対して町が依頼する主な業務内容を伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政区役員の人選について、町として行政区に対して今後どのようにサポートするのかについてお答えいたします。行政区は、町民の皆さんに最も身近な地域コミュニティであり、町民による自治が原則でございます。したがって、町が役員の人選に直接関わるのは困難でございますので、ご理解いただきたいと存じます。なお、各行政区におきましては、高齢化や勤め人の増加等により、役員の担い手が不足しているという声は、以前から町にも届いております。

そこで、町としては、区長さんのご意見を踏まえ、これまで行政区長の業務負担軽減に取り組んでまいりました。例えば平成10年頃から、それまで週1回依頼していた回覧物を月2回とし、緊急的なお知らせ以外は、原則として広報紙を配布する月末とするよう職員に指示しております。また、広報紙に掲載することで回覧が不要となるような内容のものについては、極力広報紙に掲載させ、回覧として依頼しないようにしております。その他、社会福祉協議会の事業ではありますが、社会福祉大会に合わせて実施しておりました福祉バザーについても、数年前より取り止めとし、町民からのバザー用品の回収等も行わないことになりました。今後も区長さんのご意見、ご相談に丁寧に対応してまいります。

次に、行政区に対して町が依頼する主な業務についてお答えいたします。現在依頼している主な業務は、

回覧文書の配布、募金等の協力の取りまとめ、ごみゼロ運動やカーブミラー清掃への協力などをお願いしております。その他行政区役員の方には、地域コミュニティのリーダーとして集会所修繕、交通安全施設の整備などの行政区民の要望を町に伝達していただく役割も担っていただいております。さらに、高齢者の見守り、自主防災、防犯活動にも率先して取り組んでいただいております。このように各行政区の区長さんをはじめ、役員、町民の皆様には多くの業務を担っていただいております、町として改めて感謝を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、ちょっと時間が忙しくなったので、大事なことだけ簡単に質問いたします。

今町長、集会所など修理がある場を見つけて役場のほうに伝達をお願いしたりして、回覧板だとか、そういうのはよく分かりました。集会所が壊れた云々で、町長、私、これ人伝いに聞いた話で、ある区長が掲示板が壊れたと役場に連絡したら、役場の職員が原材料支給で材木を玄関の前に置いて帰ったと、これはいかん、こういうのはいかがか。私だったら自分で掲示板直せというのだったら、くぎ打つと手がしますよ、くぎ打たないで手打っているのだから。そういう事故も起こり得るのにそういうことをしていたら、区長の成り手なんてなくなります。この話がだんだん進んでいくと、原材料支給だからって道路が悪いかってアスファルト材を玄関の前にどんと置いていかれたり、生コンがどかっ置いていかれたのでは区長だって困ります。町長、いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

人伝えというお話でございますので、はっきりと本当にそうだったのかなという確信がありませんので、ちょっとお答えもちょうちよしてしまうのですが、もし本当にそうした板を置いていったというお話でございますので、ことがあったということでございましたらば、職員のほうにこれはちょっといかがなものかということで、これからお話をさせていただきたいと思っております。

それから、原材料給付につきましては、以前は各町道、凸凹しているところには原材料給付だったので。それで、それを町民の皆さん、地元の皆さんに雨水がたまっているとか、そういうところに入れていただいていたのですが、やはりこれは各区に大変な負担を強いることになるということで、今は軽微な舗装をさせていただいております。

それから、先ほどの分散備蓄につきましても、これは……

〔「それはもういいよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） もしそのようなことになりましたときには、またこれも区長さんの負担になるかなという思いがいたしておりますので、ちょっと言っていることが違うかなという思いがいたしております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 関口議員に申し上げます。

議長の許可を得ない発言は、不規則発言で私語として扱いますのでご注意ください。

〔「分かりました。どうもすみません」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、今の分散備蓄に私こだわりますけれども、分散備蓄して、その検証は区長

がやるのではなくて、役場の職員がやるのが当たり前ではないですか。そういうことでこの区長の件は、区長の原材料支給は、町長、総務課長に聞いて、後で5番目が終わったら答弁してください。

では最後、5番目に行きます。農地に対する支援や対策について、観光課長に伺います。高齢化によって、個人では管理ができない農地が今後増加すると考えますが、町として農地所有者に対しての支援や有効な対策があるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、関口議員の農地に対する支援や対策についてのご質問にお答えいたします。

当町でも、農業従事者の高齢化によって耕作放棄地が増加してきております。農業従事者から町に対して、高齢で農地を耕作できなくなったなどの質問があった場合には、耕作意欲のある方への橋渡しを行っている埼玉県農地中間管理機構につないでおります。直近の令和4年度から5年度には10件、約2ヘクタールの契約につないでまいりました。引き続き、農業者の相談に丁寧に対応し、相談内容に応じて農地中間管理機構につないで、農地が適切に管理されるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 関口議員に申し上げます。

一般質問の制限時間を経過いたしましたので、これで終了いたします。

〔「では答弁だけ、議長、お願いします、さっきの」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 今ので答弁終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど回答と言われましたので、答弁を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、先ほどの関口議員の掲示板に関するご質問に回答させていただきませんでしたので、回答させていただきます。

掲示板につきましては、行政区の要望を受けまして、コミュニティ協議会からの補助を受け作成し、原則として行政区で管理をしてもらうということになっております。壊れましたときには、コミュニティ協議会の予算を使用しまして、材料を提供して修繕してもらう場合もございます。軽微なものでございますと、そのようなことをお願いすることもございます。そしてまた、あまりにも劣化がひどいようなときには、業者に依頼して修繕してもらうということになっておりますので、以上でございます。

---

○議長（岩田 務君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。議長の許可をいただきましたので、通告どおり今回も質問をさせていただきます。

まず、令和6年度の長瀬町職員の人事異動について、町長に伺います。令和6年4月1日付発令の定期人事異動等により、新たな体制で町業務が動き出し、はや2か月が経過したところでございます。公務員の異動は、様々な業務を経験させ住民福祉に寄与することや、特定の個人や団体との癒着防止を図る意味からも、異動の間隔は2年から4年程度が多いように思いますが、長瀬町の令和6年度の人事関係について、4点ほど町長に質問をします。

1つ目としまして、内示の日と内示時点での職員数及び異動者は何名だったのか。

2つ目、町が考える異動の間隔は、おおむね何年を目安としているのか。

3つ目、令和6年度の新規採用者数の人数、また町外から採用した者は何名だったのか。

4つ目、人事評価制度は導入しているのか。導入している場合は、昇任や昇格、異動に人事評価の結果を反映させているのかについて質問いたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、（1）の内示の日と内示時点での職員数及び異動者は何名だったのかについてお答えいたします。令和6年度の人事異動の内示は、令和6年3月25日に行いました。内示時点での職員数は79人でございます。人事異動者は31人でございます。

次に、（2）の町が考える異動の間隔は、おおむね何年を目安としているのかについてお答えいたします。町では、おおむね3年から4年をめどに職員の人事異動を行っております。これは、様々な業務を経験していただくという職員の人材育成と、特定の職員が長く同じ業務を続けることでの業務の停滞化を解消したり、規制行政の場合には行政の信頼性を確保するといった理由からでございます。

次に、（3）の令和6年度の新規採用職員の人数と、町内から採用した者は何名だったのかについてお答えいたします。今年度の新規採用職員は6人でございます。採用試験時点で町内在住の方は1人でございます。

最後に、（4）、人事評価制度を導入しているのか、導入している場合は、昇任や昇格等に人事評価の結果を反映させているのかについてお答えいたします。町では、平成28年度から職務上の行動を指標に照らして行う能力評価と、年度当初に立てた目標の達成度合いを勘案して行う業績評価の2つから成る人事評価制度を導入しています。この人事評価の結果については、昇任や昇格の重要な判断材料とさせていただいております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 町長から答弁をいただきました。内示の日は、今年は3月25日だったということで、異動の内示が早過ぎると職員のモチベーションが下がってしまうというようなこと、また異動の内示もぎりぎりまで行わない自治体が最近多くあります。長瀬町も3月25日でした。妥当な日であるかなと私は思いました。

また、市町村は国、県と違い、大体長瀬町内に勤務、秩父地域に住んでいるということで、地域内の異動でありますので、生活状況、または環境も変わるわけではありませので、6日前の内示で、あとはし

っかりと引継ぎということが大事になるかなと思っております。

新規採用者も6名、うち5名が町外の者ということで、これはどこの自治体も今このような状況だと思えます。ただ、できれば居住地は、ぜひ町内に住んでいただくというような指導も当局のほうからしていただきたい、そのように思っております。今年入庁した6名の新人職員が立派な役場の職員になるように、管理職員は指導をお願いしたいと思います。

4つ目の人事評価制度の導入ですが、これは評価する側は大変つらい部分もあると私も重々承知しております。職員の通信簿ではないですが、そんなようなものですから大変でございます。しかし、この評価を基に様々なことに結びつくわけですから、公正、公平に評価をしまして、昇任、昇格、また異動に反映させていただきたい、そのように思います。

再質問ですが、職員に対して町のほうでは異動の希望等の調査については行っているのか、1つお聞きをいたします。

また、県内の戸田市では職員が約900名いるそうですが、この間新聞に出ていました。令和4年度には大量の35名、昨年度は25名の早期退職者が出たと報じられておりました。全国的に30歳以下の若手職員が公務員を離職するケースも増え、本当に問題になっているかなと思います。今後、31歳から40歳までを対象とした社会人の採用枠、それを導入し、民間企業で養った経験や知識を役場、市役所で生かしてもらうことを各自治体も必要と考えて思っておりますが、長瀬町でも若手の職員、離職が多くなっているのか、また31歳以上の社会人枠の採用を行っているのか、また行いたいのか、これについても再質問をいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、異動の希望調査のお話でございました。当町では、職員の意向や希望を把握し、異動の計画に反映するため、毎年10月1日を基準日として職員自己申告を実施しております。この自己申告では、現在の仕事の状況、仕事の異動希望、将来のキャリア目標等を自己申告してもらい、その内容について直属の上司と面談をしております。各課長は、面談結果の希望を踏まえ、総務課との翌年度の組織体制に関するヒアリング時に個々の職員の適材適所の配置等について協議をしております。必ずしも全ての希望がかなうわけではございませんが、これらの取組により職員の意向を尊重しつつ、効率的で効果的な人事異動を実現してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、社会人経験者のお話でございましたけれども、平成14年度の職員採用を最後に、平成22年度まで一般事務職の採用を抑制しておりましたため、組織全体の年齢構成等のバランスが悪くなっておりました。このため、平成29年度には社会人経験者試験を実施したり、平成30年度からは受験できる年齢を34歳までとしたり、令和3年度にはU I J ターン者枠試験として30歳から45歳までの方が受験できるテストセンター方式の試験を実施するなど、多様な人材の確保に努力してまいりました。ここ数年は、これから担う若い人材を確保したいとの観点から、通常の採用試験のみの実施となっておりますが、退職者等の動向も見ながら、社会人経験者採用試験の実施なども検討してまいりたいと思っております。

それから、離職者でございますが、昨日でした。私もびっくりいたしましたけれども、長瀬町に関しましては、近年はそういう方もゼロでしたが、今年度1名離職者がおりました。以上でございます。

失礼いたしました。令和5年ですから、申し訳ありません。早期退職者が、令和5年度になります。3名でございます。訂正させていただきます。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 答弁いただきました。毎年異動希望調査を行っているということでございますが、毎年は大変と私は思っておりますが、いろいろ個人の意見を聞いたり、人材育成のためにいいことだなと思います。よく適材適所という言葉がございまして、本人の希望をかなえてやりたいと思っておりますが、町長、先ほど言ったように、なかなかそのようにできないのが現状かと思っております。特に若い職員には様々な職場を経験するということが基本かと思われませんが、一度若いうちに希望する得意分野の職にまずは就いていただいて、それで職員の個性を伸ばして、その後、様々な分野に異動させるのが私はいかなと思っております。ぜひ個人の個性を伸ばせるよう、いろいろな研究をお願いするとともに、何度も言いますが、役場の上司、管理職の職員の皆様、新人職員を含む若手職員にぜひお手本になるよう、そしてお互いが気楽に職場でも話ができる明るい職場環境を目指していただきたいと思っております。

さらには離職率、これは昨年3名ということでございます。離職率の割合が低いということで、県下でも有数な自治体になるように期待をしたいと思います。

あと採用もこのくらいの70から80の職員だと、変な話2名とか3名は随時取っていくのが本当が一番いいかなと思っておりますので、今後退職者が一気に5、6名退職して、その後ずっといなくなったり、年齢がちょっと開いたりするような場合がありますので、そういう点も考慮すると随時1、2名、最低でも採用していただければと私は考えておまして、そのことをお願いして、2番目の質問に移させていただきます。

2つ目は、町職員のメンタルヘルス対応について、総務課長に伺います。町職員の長時間労働や過重な業務負担、また町民に寄り添う公務員であるがゆえの社会的なプレッシャーなどが職員の心身に影響を及ぼし、各自治体では相談室や予防活動など総合的な取組を行っております。長瀬町職員も地域社会の発展や住民の福祉に向け、重要な役割を果たしながら日々頑張っており、心から敬意を表したいと思っております。

また、私も経験してまいりましたが、自治体職員が直面するストレスやプレッシャー非常に大きく、メンタル的な問題が増加しているのが現状で、大変難しいことではありますが、本来なら職員がストレスや不安などの問題を打ち明ける場、また専門のカウンセラーや心理士との対話をする機会、それらを設けるのが大変必要であるかと思っております。そこで、当町の職員の状況についてお伺いします。

1つ目、メンタル関係で休職している職員は存在しているのか、また何名の職員が休職しているのか。

2つ目、指揮監督する立場の、課長相当職だと思っておりますが、休職している職員に対し、定期的に状況の確認や諸連絡などは行っているのか。

3つ目、専門のカウンセラーや心理士との対話をする機会を設けているのか。

4つ目に、職員に対してのメンタルヘルスの研修等、開催をしているのか。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、(1)、メンタル関係で休職している職員は存在しているのか、また何名の職員が休職しているのかについてお答えいたします。現在、休職している職員は、メンタル関係では1名でございます。

次に、(2)、指揮監督する立場の職員が休職している職員に対して定期的に状況の確認や諸連絡などを行っているのかについてお答えいたします。町では、職員が長期に病欠休暇を取られる際には、管理職の

職員が訪問しての面談等を行い、職員からの相談に丁寧に応じたり、状況把握や適切な支援に取り組んできております。また、状況によっては、該当職員が医師の診察を受ける際に同行させていただいたりもしています。それでもなお、休職に至ってしまうような場合には、円滑に復職できるような支援が重要でございます。町では、該当職員の担当医師にも相談しながら、適切な復職の時期を模索します。また、試み出勤期間を設け、該当職員が円滑に復職できるようにもしています。

次に、(3)、専門のカウンセラーや心理士との対話をする機会を設けているのかについてお答えいたします。町では、全職員を対象にストレスへの気づきとその対処の支援など、メンタルヘルス不調の未然防止を目的にストレスチェックを行っています。職業性ストレス簡易調査票57項目に準拠した設問に回答していただき、医師等がストレスの度合い等を判定するものです。この結果は、職員に個別にフィードバックしています。そのうち、高ストレス者として判定されたもので希望する職員は、専門のカウンセリングを受ける体制を整えています。なお、令和5年度には、このカウンセリングを受けた職員はおりませんでした。

最後に、(4)、職員を対象としたメンタルヘルスの研修等は開催しているのかについてお答えいたします。ストレスへの対処法を学ぶ機会は重要です。そこで、これまで毎年度、秩父地域自殺予防フォーラムの講演会には、複数の職員を聴講させております。また、令和元年度には、埼玉県精神保健福祉センターの精神保健福祉士の方を講師に、職員メンタルヘルス研修を開催いたしました。この研修開催後、年月がたっておりますので、今年度は職員メンタルヘルス研修を開催できるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 課長から答弁いただきました。長瀬町の職員でメンタル関係で休職している職員が1名ということで、各自治体でも多くの休職者が出ている中で、長瀬町、この職員数の中で少ないな、よかったなとは思っております。該当する職員には、ぜひ定期的に接していただきたいと思いますが、頻繁に連絡するのもまたいろいろ大変難しい部分もありますので、声かけが重要だとは思いますが、まず職員の方に相手の気持ちなり、ぜひ接していただきたいと思います。カウンセラーの方との対応も重要です。ぜひ積極的にいろいろ行っていただきたいと思います。まず、各担当課長が職員が日々抱える悩み、ストレス、そういうものに気づいていただくということと、早期に対応するということが本当に重要であると私は思っております。

1つ再質問ですが、町では各担当課長、課の職員に対して個々に面談等を行い、その中で健康状況等を聞いたり、悩み事などがあつたりした場合を聞いたり、定期的なそのような面談を行っているのか再質問いたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

職員個々との面談に関してでございますが、人事評価を実施するに際し、年度当初に目標の共有化を図るための期首面談、業務の進捗状況を把握するための中間フォロー面談、年度末に業務の振り返りを行う期末面談と3回の面談を行っております。また、10月に行う中間フォローの自己申告では、人事評価の中間フォロー面談と同時に行っており、異動希望等のほか、健康状態、仕事、プライベートの悩みなどについても確認をしております。職員のメンタルヘルスを支え、健全な働きやすい職場環境を維持していくことは、結果として業務能率の効率化にもつながっていくこととなります。今後も職員の声を反映しながら、

メンタルヘルス対策の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 年3回人事評価の開示を含めて面談を行っている、その都度いろいろ、10月には特にそのような個人的なことを言っているということですが、そのほかの2回もぜひ悩み等があったら聞いてやっていただきたい、そのように思います。面談をぜひ無駄にしないで、今後の生活に生かしていただきたいと思います。

ちょっと私の経験ですけれども、私が所属していた自治体で、当時私が係長で教育委員会のスポーツ課におりました。一緒に勤務していた主任の職員が1年後に他の部署へ異動しました。そして、自ら命を絶ちました。スポーツ課にいた職員ですので、本当にスポーツが得意で明るく活発な職員でありました。大変私も驚き、ショックを当時受けたものであります。私は亡くなる前の同じ職場にいたわけですから、年も近いということで日頃からよく話したりしていた中で、仕事の悩み、また家族の悩み、そういうのがあったのか、またストレスがあったのか全く気づかなかったことに今でも私は悔いは残っております。当時、人事評価の開示以外、私の前の職場はそういう面談がなかったということで、私はそのようなことがあってから、ぜひ私が管理職になったら、個々に何でも話せる職場を目指す、そういうことで面談を設けました。人事評価の開示の面談はあったのですけれども、それ以外に年2回の、ちょうど当町と同じですが、面談を実施してきました。ただ今の時代、本当に深くプライベートなこと、個人的なことを聞くことが個人情報等の難しい時代であります。しかし、どうか町幹部職員には職員との面談を引き続き行っていただきまして、日頃からの顔つきや言動に気を配りながら、注意をしながら対応していただきたいなと思っております。

そして、メンタル関係で休職した職員、休職後復帰をするわけですが、十分なサポートが必要だなと思っております。休職した職員が復帰したことで、その復帰した職員が自信を持って、やる気が回復をして、よりよい環境の下で頑張っている姿を常々私も見てみたいなどは思っております。町長以下、幹部職員には、その点对応を心からお願いしたいと思ひ、2つ目の質問を終わりにしたいと思ひます。

3つ目の質問に移りたいと思ひます。令和5年度の私の一般質問の検証について質問を町長にいたします。昨年の議会において、観光長瀬の活性化のため、一般質問をしましてまいりましたが、産業観光関係で質問をしました内容について、その後どのような対応、対処をしてきたかを町長に伺います。

1つ目としまして、昨年6月議会で移住相談センターなるものを長瀬駅前等に設置したらどうかと質問したところ、場所や運営方法を検討していくという答弁でしたが、その後の状況はどうなったのか。

2つ目は、同じく9月議会で長瀬アルプス観光トイレに協力金箱を設置することで、維持管理等の資金に充てることができないかと質問したところ、設置について前向きに検討してまいりたいとの答弁がありましたが、その後の状況はどうなったのか。

3つ目として、同じく9月議会で長瀬駅周辺の商店街のにぎわいの創出について質問をしたところ、双方の商店街の店舗が全て登録をされている観光協会へ提案を伝えるという答弁がありました。観光協会へ内容を伝えたのか、またその後の状況はどうなったのか、3点についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の令和5年度の一般質問の検証についてのご質問にお答えいたします。

まず、(1)の6月議会で移住相談センターなるものを長瀬駅前等に設置したらどうかとご質問をしたところ、場所や運営方法を検討していくとの答弁があったが、その後の状況はどうなったのかについてお答えいたします。近隣自治体では、秩父市は秩父地場産センター内に、小川町は小川駅前観光案内所内に移住相談センターを設置しております。当町では、令和2年度及び令和3年度に長瀬駅前で開催されたイベントで移住相談ブースを設けたことがございます。しかし、来客は数人でございました。一方、役場窓口には、令和元年度から令和5年度までの間に42件の方が移住相談のために来庁されました。こうした状況を踏まえ、現在、他自治体の研究を行うとともに、設置場所や運営方法などの検討を続けているところでございます。年間にいたしてもこのような状況でございます。

次に、(2)の長瀬アルプス観光トイレの協力金箱設置検討のその後の状況についてお答えいたします。昨年の9月定例会後、土地所有者に協力金箱設置についてご理解いただけないかと依頼しましたところ、快諾をいただきました。そこで、令和6年3月19日から協力金箱を設置させていただいております。今回は、篤志のある方から防犯にも配慮した協力金箱を製作してご提供いただいたことにより、設置することができたものでございます。協力金箱は、金属製のポールに直接箱をつけまして、そのポールを職員が地中に埋め込んで設置をしました。設置から5月末日までに約2万9,000円の協力金をいただいたところであり、観光トイレの維持管理経費に充てさせていただいております。

次に、(3)の商店街に四季折々の飾りつけをしてのにぎわい創出策について、観光協会への伝達と状況についてお答えいたします。昨年の9月定例会後、観光協会に町議会の質疑内容を伝達させていただきました。観光協会としては、商店街からそうした提案があれば協力していきたいとのことでした。なお、過去には秩父鉄道と駅前商店街が協力してフラッグを設置したこともございますので、今後、鈴木議員のご質問の趣旨を改めて関係者に伝えてまいりたいと思います。過去には、私たちがまだ若い頃でしたけれども、春は桜、秋はモミジをしっかりと飾りつけをしてのにぎわい創出をしていただいたわけですが、なぜやめてしまったのかなという思いもしておりますので、これからまた観光協会ともお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(岩田 務君) 1番、鈴木日出男君。

○1番(鈴木日出男君) おのおの町長から答弁をいただきましたが、まず移住センターについてですが、これは先ほど令和元年から5年まで42件ほど来庁ということで、数的には少ないかなと思いますが、場所等はあのような長瀬駅前であればどうかと私は思っております。長瀬は、本当に山に囲まれ美しい緑と清流、そして県下有数の天下の勝地長瀬という観光地、最高の環境の下で都心にも近く、田舎暮らし、移住には最適であるかなと私は思います。

先ほど町長は、秩父市と小川町に移住センターがあると言っていました。この間埼玉新聞に皆野町も何かあるようなことが書いてありました。昨日の埼玉新聞ですけれども、皆野町が皆野駅前に移住相談センターが今ある、その移住相談センターをコミュニティスペースにリニューアルをして、移住相談と地域交流の場を併設させ、町のにぎわい創出や移住定住促進に関する施策を充実させたいということで、それを今日の皆野町議会の本会議で提案するとありましたので、ちょっと見ていただければと思います。皆野町も必死でにぎわいの創出事業を頑張っております。どうか長瀬町も引き続いて、町長、副町長を中心に、企画財政課など様々な角度から検討して、実現に向け何とか協議をお願いしたいと思っております。

あと、町長もご存じかと思いますが、5月31日に埼玉県が主導で官民連携の県内移住定住促進に向けた

協議会というのが設立をされました。これは、民間からは鉄道事業者、不動産、住宅関連会社、金融機関、また観光団体などで組織をして、埼玉県としては鉄道沿線ごとに地域の魅力を紹介する企画などを提案していくということでございまして、長瀬もこれには秩父鉄道が絡んでくるかと思えます。このような中でこの協議会、全体会議を行い、また市町村部会というのを開催されるということでございますので、ぜひ長瀬町も積極的にその部会のほうへ参加するよう町長、お願いしたいと思えます。

あと、2つ目の長瀬アルプス観光トイレ協力金設置、早速設置をいただきましたことはありがとうございます。協力金の報告もありましたが、お金をいただいた皆様、本当にありがたいなと思っております。

ここで再質問ですが、協力金の設置の方法、本当にこれも難しい部分もあるかと思えますが、産業観光課関係ではまだ宝登山神社の下、あるいは野上駅、岩畳の周辺、また上長瀬の自然の博物館付近に観光トイレ等もあります。さらに、管理はちょっと違いますが、建設課関係では井戸の蓬莱島公衆トイレ、岩田の道光寺前のトイレなどがありますが、このようなトイレにも、1個できてこれだけお金が入ったから、またやるなんていう話ではないのですが、ぜひほかのトイレにも設置をして、少しでも清掃委託料等の一部になればと思えます。このことについてさらなる検討をお願いしたいと思えますが、ちょっと考えをお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

皆野町のお話を初めて知ったところでございます。多分バス停のところの観光協会があの中に入っていますので、あそこでやられるのかなと思っておるところでございますけれども、皆野町も新町長になりましてしっかり頑張っておりますので、いろいろなことをこれから始めていただけるかなという思いがいたしております。長瀬町も負けずに頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

移住相談につきましては、町のホームページで移住定住に関する情報を掲載しておりますけれども、そのほかにも令和5年3月から県が運営する「住むなら埼玉」移住サポートセンター、この間新聞にも出ていました。経由でオンラインでの相談を受け付けております。対面とオンライン、それぞれの利点を踏まえて、移住相談センターの設置も含めながら、町に合った移住相談の方法を検討してまいりたいと思えます。

それから、他のトイレにも協力金箱を設置し、維持管理等の資金に充てるようにしてもらいたいというお話でございます。ともかくトイレは、管理費結構かかるわけでございますが、以前からこの件につきましては、何かそうした協力金がいただけないかなということで、実は長瀬の観光協会のところのトイレ、あそこが一番最初に職員があれば手作りで設置していただきました。これを手始めに次から次へと広めていこうよという話にはなっておったのですが、なかなかやはり予算だとか、それから防犯対策、これが一番大変なことで、そちらもありますので、ちょっとすぐには設置できないかなという思いでございますが、維持管理費に充てられるように、これからも設置方法ですとか回収方法を工夫するなど、協力金箱の設置に向けて前向きに検討していきたいと思っております。

ちなみに、長瀬町役場の駐車場でございますが、春先特に多いのですが、長瀬アルプスに行かれる方が車を置いていかれる方がたくさんいらっしゃいまして、これも何とかできないかなということで3年前ですか、これも職員が手作りで作りまして設置させていただきました。これにつきましては、大変モラルのよろしい方がたくさんいらっしゃって来ていただいているようで、結構協力金を入れていただいております。これからは、様々な部分でそのようなことも考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ぜひ協力金箱、少しでも町の収入になるように、トイレットペーパー代になるように、またシルバーの掃除の方々のお金になるようによろしくお願ひしたいと思います。

3つ目の長瀬駅周辺のにぎわいの創出についてですけれども、一応観光協会に伝えたということですが、これも本当に難しい面があると思います。長瀬駅周辺、何と言っても観光長瀬のメイン通りですから、さらになぎやかになるように、観光協会にも本当に本腰を入れて考えるよう、町長からも指導していただきたいと思います。予算書などを見ても結構な多額な補助金が観光協会のほうに出ております。町として、私が見る限り、今年の3月までは本当に町が意見をあまり言わない、逃げ腰になっているような部分が随分見受けられました。もっと観光協会と密な関係を持ち、何でも意見交換ができて、町といい関係になっていただきたい、そういうふうに思っております。

4月から産業観光課長、新しくなったわけです。その辺を私は期待しながら、一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

---

○議長（岩田 務君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） 6番、野口でございます。物価高騰対策について、町長に質問いたします。

物価が高騰し、町民の生活は苦しさを増してきたように思いますが、町は令和6年3月1日時点で町に住民登録がある世帯を対象に、物価が令和6年3月31日時点で町に住民登録はあるかという質問です。効果対策、生産者対象として商品券を配布したことは、町民にとって効果、物価対策の一助になったと感じております。

この商品券は7月31日まで利用できますが、現在どのぐらいの利用があったか、利用者が高い等の一定の効果が認められ、国の補助金制度ができる場合は同様の事業を実施する考えがあるか伺います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野口議員からの物価高騰対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、令和6年3月1日時点で町に住民登録がある世帯を対象に、物価高騰対策生活者支援として商品券を配布した事業の利用状況についてお答えいたします。この商品券は、6,431人の町民の方に配布いたしました。商品券は町内全店舗で利用できる全店共通券と、大型店舗以外の町内店舗で使用できる中小一般券があります。配布枚数は合計で3万8,586枚、金額は1,929万3,000円でございます。利用状況ですが、令和6年5月末日現在で、町に換金請求のあった商品券枚数は1万5,923枚、金額は796万1,500円、利用率は41.3%となっております。

次に、利用率が高い等の一定の効果が認められ、国の補助制度が活用できる場合は同様の事業を実施する考えがあるのかについてお答えいたします。全世帯を対象に商品券を交付した事業は、令和2年度から今回で5回目の実施となっております。過去4回の利用率ですが、商品券枚数では平均で93%の利用と、非常に多くの町民の方に利用していただきました。町内の消費回復や町民の物価高騰対策に一定の効果があったものと考えております。

今後につきましては、これまでの商品券事業が国の交付金を活用しての事業でございましたので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

---

○議長（岩田 務君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。人口減対策について、町長にお伺いします。

民間の有識者グループ、人口戦略会議が2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性がある自治体は744団体とした分析を公表しましたが、埼玉県内では16の自治体が該当し、今回も長瀬町は該当しております。町の人口推移を見ると、1983年の9,171人をピークに減少の一途をたどり、2024年3月時点の人口は6,493人となっています。人口減少の要因は、少子化、20から40歳人口の減少、人口流出等が考えられると思います。町では、人口減少を食い止めるために、今まで空き家の活用や子育て支援策の拡充など様々な施策を展開してきておりますが、改善の兆しが見えていないと思われるので、町としての人口減対策について、次の点について伺います。

1、今後の人口推計予測と人口減少について町ではどのように捉えているのか。

2、町が取り組んだ人口減少対策事業について効果の検証や見直しを実施しているのか、また町の独自性を生かした新たな取組や施策を実施する考えはあるのか。

3、全国では、前回の調査から民間を活用して消滅可能性自治体を脱却した自治体もあるが、町は官民協働等による施策を今後検討し、実施する考えはあるのかについて伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1、今後の人口推計予測と人口減少について町はどのように考えているのかについてお答えいたします。令和3年度に第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画を策定した際、第2期人口ビジョンとして今後の人口を推計いたしました。この推計では、2040年には町の人口は4,927人まで減少すると見込んでおります。また、議員ご指摘のとおり、人口の減少が続いており、特に年少人口の減少が著しくなっております。さらに、人口戦略会議が令和6年4月24日に公表したレポートで、当町が消滅可能性自治体に該当していることから、人口減少対策に取り組む必要があると考えております。そのため、子育て支援事業や定住促進対策事業に継続して取り組んでいるところでございます。

次に、2、町が取り組んだ人口減少対策事業について、効果の検証や見直しを実施するのか、また、町の独自性を生かした新たな取組や施策を実施する考えはあるのかについてお答えいたします。さきにお答えしたとおり、これまで町は人口減少対策として子育て支援事業や定住促進対策事業に取り組んでまいりました。中でも、例えば住宅取得奨励補助金は過去5年間で63件の世帯に交付しております。令和4年度の転入、転出者数は11人の増となっており、一定の効果があるものと考えております。ですが、人口減少の傾向は続いておりますので、既存の事業の効果を検証した上で、新たな施策を検討する考えでございます。

次に、3の全国では前回の調査から民間を活用して消滅可能性自治体を脱却した自治体もあるが、町は官民協働等による施策を今後検討して実施する考えはあるのかについてお答えいたします。消滅可能性自

治体から脱却するためには、20歳から39歳の女性人口の減少を食い止める必要があります。当町でも民間事業者の知恵や力をお借りしつつ、有効な施策の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ということで、多分データのことで質問しますので、再質問では町長ではなく担当課になる場合もあるかもしれませんが、まず人口ビジョン等、今まで出していたのですけれども、今回も推計とかも私も見たりしているのですが、要するに住民票を基本台帳に登録した人口とあまりにも格差が大きいのが現状です。だから、これをどう見ているのかということをもっとお聞きしたいと思います。

それから、この人口推計等のデータ、推計予測等は当町でつくっているのか、業者委託をかなりそこに入れておられるのか、その点についてお伺いします。この点については、やはりもっと多分国勢調査等を基にして、こういう推計を出すと思うのですが、住民台帳に記載されている人口とあまりにも違っていると、何か施策を展開するとこういう予測ですという安心感を持たせるような実際には、それよりも人口減少が進んでいるのですよね、現実問題は。そのこのところをしっかりと捉えたものをつくっていただきたいと思います。

たくさんあるので、人口減対策として有効となるというのは、まず雇用の創出だと思います。これについて、令和5年度でもいいです。新規進出企業数とともに撤退企業数、拡大した従業員数、さらに減少従業員数等のデータがあったら、これについてお聞きしたいと思います。これについては、個人事業主である商店も含んで結構だと思います。分からなければ、後でまた個人的にお伺いしたいと思います。

あと、空き家バンクの登録についてなのですが、定住ということで、移住定住で空き家バンク20万円を補助しましたが、実際にこれまでの登録数と、それが売買されたという戸数について、町で持っているデータについて知りたい。

あと、令和2年までに44件の移住世帯数があったというふうにはつつつ長瀬に記載されていますが、それ以降についてどれだけ移住数があるのか、またこれに伴っていろいろなことを町では移住でこれだけ入ってきたというふうなことを言われていますが、では実際問題、社会人口の増減についての転出についてはどういうふう把握しているのかということについてお伺いします。

あと、移住定住で1点、先ほど議員の答弁にもあったのですが、長瀬町の窓口、またはホームページで移住定住のページがあるわけです。私、よく見たのですが、その中に池袋まで90分、それから長瀬町はコンパクトシティ、車で15分圏内に5つのスーパーがある、物件、仕事について可能な限りサポートしますと記載されています。その中の違うところで都心までは120分で行けると、確かに電車に乗っている時間はそんなものでしょうけれども、実際問題として可能なのかどうかと、ちょっとこのページについて疑問を持たれますので、相談に来て、え、そんなことあるのかということがあったら心配なので、このことをどう捉えているのか。

あと、婚活についても社会福祉協議会に振っていますよね。これもなかなか大変だと思いますが、これについて成果がないのならやめるか、または新たな手法を考えているのかどうかという点について。

あと、少子化について、不妊等に関わる予算が今年度予算の全部総合で31万円なのです。不妊治療医療費というのをちょっと調べてみたのだけれども、検査だけでも4万円ぐらいかかるのです。要するに不妊治療となるともう計り知れないお金がかかるようです。皆野町では、男性の不妊ということで10万円、女性については半額補助しています。こんなふうなことを考えて、要するに少子化対策としての不妊で予算

が少な過ぎるのではないかなということ、またこれはおいおい考えていくのかどうかという点について。

あと、また子育て支援について、第1子3万円、5万円、10万円とありますが、今長瀬町で3人子供を持っている家庭というのは非常に少ないと思うのです。多分データあると思いますが、第1子5万円、第2子10万円ぐらいに、もし子育て支援金を出すのならば、そのくらいなほうがいいのではないのかなと、また私は思います、これについて、そのときお金配ったから子供を産むというものではないですけども、継続的な支援が必要なので、そのことについて。

あと、先ほども町長も答弁にありましたが、20代から30代の女性が半減するというふうなお話だったのですが、20代に限って、今現在で、男性と女性を比較するとどれだけ人数が違うか。これは当然町のデータで分かると思いますが、69人です。女性が69人少ないのです。ゼロ歳から50歳代までの男子と女子を比較すると、149人女性が少ないのです。ところが、60歳代から上に行くと、実際問題でざっくり計算すると女性のほうが多いという結果が出ているのですが、こういうことについてどう見て、それをどういうふう施策に生かしていくのかということもお伺いしたいと思います。

たくさんあるのですけれども、もう少し。先ほどの消滅自治体の件なのですが、前回人口戦略会議の発表だと多分、多分と言っではいけないのですが、895だったような気がします。消滅自治体少なくなったのです、744に。これは、長瀬は当然入って仕方ないかなと思いますけれども、これについていろんなところで、ちょっとここ私は行ったのですけれども、月山がありますよね、出羽三山の。あそこの西川町なんていうのも大分政府から補助が出ているのですけれども、取組をしたりしていると。幾つかのそんなふうなことがあると思うのですが、総務省で官民連携プラットフォームというふうなことをうたっていますが、これについて長瀬町の参加があるのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 村田議員に申し上げます。

再質問が人口減対策ではあるのですけれども、通告にない部分に関しましては、お答えできる範囲ということでご了承ください。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

何しろいっぱいありまして、データのものがちょっと多いようでございますので……

〔「これは後でも結構です」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そちらにつきましては、実際の人口数が少ないのではないかというお話もありましたけれども、これにつきましても、これは私が思うのには、やはり大学等に出ていらっしゃる方たちもたくさんいるわけで、そういうことなのかなという思いがいたしておりますけれども。

それから、雇用の創出ですか。その前に推計予測、これは担当課のほうです。雇用の創出については、やはり長瀬町につきましては観光関連の業者さんが多いわけでございまして、令和5年から6年につきましては、廃業したお店が3件、開業したお店が9件ございました。これらにつきましては、幾らかはやはり雇用の創出にはなっていると思うのですが、具体的にどこが何人雇用されているかということにつきましては、ここにございませんで、お答えがちょっとしかねるのですが、商工会の観光部に属している会員数の推移では、これは会員数ですから、雇用人数はちょっと分からないと思います。パートの方たちもいらっしゃるわけですから。

それと、移住定住のページの池袋への時間と都心までの時間がずれているし、この時間では無理なのではないかということでございますけれども、これにつきましても事業者さんがつくっていただいたものを載せておりますので、その中で大体どこの町でもこのような形で載せていただいておりますけれども。

それから、その当時のあれでスーパーが5となっているのだと思いますが、やっぱり刷新しないと間違っているところもあると思いますので、このところはこれから少し見直したほうがよろしいと思いますので、担当課のほうとまた詰めてまいります。

それから、空き家バンクにつきましては、手元のデータがあるかどうか分かりませんが、これは定住のほうでやっていますので、そちらのほうは定住ですので、もしありましたら報告していただきます。

それと、婚活でございますけれども、成果がないのではないかというお話ですけれども、これが実はコロナでしばらく休止しておりましたけれども、コロナが5類になりまして、昨年再開させていただきましたけれども、今回非常に成果がありまして、男性10人、女性10人で婚活パーティーをやりましたらば、成立したのが6組、今のところ。結婚まで、まだこれからですので、分かりませんが、6組あったということで、これは大分これからも頑張っておりますというお話をいただいております。

それから、社協だけではなくて、昨年度から秩父郡内の町で職員を、取りあえず職員だけということで、そうしたことも考慮しながら交流をさせていただいて、勉強会ですけれども、勉強会の中で若い人たちに出ていただいて、その中でお互いにメールの交換でもできたらいいかなということで、独身の方たちを集めてのそうした4町で始めさせていただいております。こちらにつきましては、まだ成果は分かりませんが、だんだんとその輪を広げながら普通の企業さんですとか、あとは警察ですとか、消防ですとか、そういうところまで広げていきたいということで、現在進めておるところでございます。

それから、少子化についての予算が……

〔「不妊治療の」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 不妊治療につきましても、実際昨年度も1件ぐらいあったのかな、利用者数もございまして、確かに不妊治療はすごくお金がかかるという話は私も友人たちから伺っておりますので、こちらに関しましてはどのような方法で補助金を出すのがよろしいのか、また相談させていただきたいと思っております。

それから、少子化につきましても、子育て支援につきましても、ちょっと予算が少な過ぎるのではないかというお話でございまして、こちらにつきましても、それこそならば高額を皆さんにお願いできればよろしいのですが、予算の都合もございまして、そうした中で検討させていただければと思っております。

それと、20代から30代の女性が少ないというお話です。確かにそうなのです。でも、何とか長瀬にとどめる施策をしっかりと考えていかなければいけないことですが、個の尊重でございまして、よそに出たいという方をなかなか引き止める手だて、これをこれからも何とか考えていければなと思っております。高齢になりますと女性のほうが長生きでございまして、結局女性のほうが多くなってくるわけでございますけれども、これも一つの課題でございまして、また知恵を出し合いながら考えてまいりたいと思っております。

それから、消滅自治体の中で月山町の施策がよいというお話で、増えているというお話でございまして

れども、これから月山町につきましてはしっかりと内容を見させていただきながら、町で実施できるものがあれば、参考にさせていただきながら研究してまいりたいと思っております。

抜けているものがまだたくさんあるかもしれないのですが、私が書き留めたのがここまででございますので、あとはデータが多かったと思しますので、そちらにつきましては皆さんでもし手持ちがあれば、データを出していただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） データにつきましては、また後で、時間がかかりますので。

ちなみに、月山町というのはないので、西川町といいます。月山のあるところ。

では、再々質問ということで幾つかについて。まず、お答えいただけなかったのが、こういう人口推計に関してちょっと少な過ぎるので、これは数字のマジックで住民を目くらましにしているのではないかと、これは言葉が悪いですが、そういうふうには実際問題は見えてしまうので、業者に任せているといつても、その推計値がちょっと違い過ぎるのではないのかということ、またこういう計画を立てるときにはしっかりとしていないと、人口減少がどんどん進むことを試算できなくなるのではないのかということ、申し述べておきます。

あと、官民連携プラットフォームについてちょっと回答なかったのですが、地方創生起業人活用ということで自治体に起業人を招く、短期間とか半年とか招いてマッチング支援というのがありますが、これ補助金でやるのですよね。国のほうの補助金でやるので、先ほど職員雇用がどうかというふうなこともありました。短期的にこういうことをやって企業のノウハウを職員に知っていただくと、これも実際問題として人口減少とか、そういうことにつながるのではないかと。

あとは、町長が今答弁された20代が少ないという、私が言ったのですけれども、これについては昨年、中学生にやったのではないですか、2年生でしたっけ。学習、発表、提案型の学習、あれ単発ではなくて、やはり小学校にも広げるとか、長瀬町のいいところ、悪いところ、長瀬町は住みやすいと私は今思っています。買物をしたり、これからどうしようというふうな、高齢者になると不安のほうが大きいのです、実際問題として。ただ、そういう子供たちの郷土学習を学校でやっています。やっていますけれども、それを去年のように形を継続していくということが必要なのではないのかということについて。

あとは、最後にもう一点だけなのですけれども、いろんなところ、これは行っていないので、分からないのですけれども、宮城県の大衡村は環境がいいので、電力が豊富なので、企業がたくさん来ています。これは女性の村長さんなのですけれども、村でも長瀬より倍ぐらい人口いたような気がします。

あと、岡山県の美咲町、残念ながら行ったことはありませんが、この町はダウンサイジングで町を進めていくというふうなこと、要するに賢く収縮する町を目指してやっていくのだということで始めています。もしかすると長瀬なんかもそんな考えも取り入れる必要あるのではないかなというふうなことを考えますが、いろいろ町でも調べていただいて方向性を早く出していただければと思います。

答えられる範囲でお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

民間事業者や、例えば町民ですとか、そういう方たちから話を聞く機会を設ける必要があるかなという思いがいたしております。民間事業者につきましては、県が移住定住促進のために今年度5月に設立いたしました「住むなら埼玉」官民連携協議会に参加をする、そして移住定住施策に造詣が深い事業者と協働

するなどして施策の検討を進めていきたいなと思っているところでございます。また、町民につきましても、町へ移住された方ですとか、長年町に住み続けていただいている方へインタビューするなどして、町民の声を聞く方法を検討しながら施策に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、昨年度実施いたしました中学2年生を対象にいたしましたワークショップでございますが、大変よい成果が得られたなと思っておるところでございます。議員おっしゃるとおり、これからこの幅をすごく広げながら、今後も進めさせていければと思っておるところでございます。

宮城県大衡村のお話もいただきました。そうした効果の出ている町、そういうところにも勉強させていただきながら、町で取り入れられるものは取り入れさせていただきたいと思っております。

それから、ダウンサイジングでございますけれども、私もやはりこれは必要だと思っております。日本全体が小さくなっておりますから、これからはこうした形で進めていかなければ行政もできない時代になっているのかなと思っておりますので、これからは勉強させていただきながら進めていければと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では次、高齢者施策について、これも町長にお伺いします。

長瀬町の高齢化率は40%を超え、今後もその傾向は続くと考えられます。町の高齢者施策は、介護予防、生きがいづくり、健康増進、日常生活の支援体制の充実などを重点に置いていると思われませんが、まだ高齢者への支援、援助が不足していると思われれます。そこで、次の点についてお伺いします。

1、高齢者の考えや現状を確認するため、アンケート等の調査を実施する考えはあるのか。

2、今後増加すると思われる単身の高齢者世帯や高齢者のみ世帯をどのように把握し、新たな支援を導入することや既存事業を拡充する考えはあるのか。

3、高齢者を対象とした住民参加型のボランティア活動の育成や実施団体を支援する考えはあるのか。

4、既存施設を会場にした生きがいづくりや健康づくり事業を実施しているが、新たな事業の展開や従来の事業を拡充する予定はあるのか。

5、町では補聴器購入の補助金を導入する考えはあるのか。

以上についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1の高齢者の考えや現状を確認するため、アンケート等の調査を実施する考えはあるのかについてお答えいたします。町では、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けて令和4年度に要介護認定を受けていない65歳以上の方1,000人を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。回答率は74.1%でした。また、同じく令和4年度に要介護、要支援認定を受けている方300人を対象に在宅介護実態調査を実施しております。回答率は54.3%でした。これらの調査では、例えば外出を控えている理由は何か、自分で買物や食事の用意をしているか、病気のときに世話をしてくれる人はいるか、不安を感じる介護は何かなどの項目について回答をいただき集計をしております。こうした調査を踏まえ、令和6年3月には第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作成し、様々な事業を展開しているところでございます。アンケート調査により、高齢者の考えや現状を確認することは重要なことと思っております。町といたしましては、現在実施している事業の実施状況や国の動向等を踏まえ、次回の介護予防・日常生活

圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査で改めて高齢者の考えや現状を確認してまいります。

次に、2、今後増加すると思われる単身の高齢者世帯や高齢者のみの世帯をどのように把握し、新たな支援を導入したり既存事業を拡充する考えはあるのかについてお答えいたします。単身の高齢者世帯や高齢者のみの世帯の把握は、日頃から地域の状況をよく知っておられる民生委員の方をお願いをしております。民生委員の方が支援が必要な単身高齢者や高齢者のみの世帯を把握した際には、町にご連絡をいただき、真に支援が必要な方は避難行動要支援者名簿に登録をしております。そして、町では介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査で得られた課題に対応するため、これまでも必要な支援事業を行ってまいりました。令和元年度には高齢者配食サービス事業、令和3年度にはごみ出しボランティアとのマッチング、令和4年度には地域の通いの場づくりと買物支援のため移動販売車の事業を始めました。今後も各調査の結果や様々な事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて新たな支援や事業の拡充を検討してまいります。

次に、3、高齢者を対象とした住民参加型のボランティア活動の育成や実施団体を支援する考えはあるのかについてお答えいたします。高齢者を含むボランティア活動の支援や育成は、社会福祉協議会が中心となって行っていただいております。町では、そうした社会福祉協議会の活動を補助金や事業委託で支援しているところでございます。社会福祉協議会では、ボランティアコーディネーターを配置しています。そして、ボランティアグループの活動が円滑に行われますよう、丁寧に相談に応じ、必要な資金の助成等に取り組んでいただいております。さらに、ボランティアの体験学習事業で新たな参加者を発掘したり、ボランティア情報誌を発行してボランティア活動の普及啓発などにも取り組んでいただいております。町といたしましては、引き続き社会福祉協議会と連携してボランティア活動の支援に努めてまいります。

次に、4、既存施設を会場にした生きがいつくりや健康づくり事業を実施しているが、新たな事業の展開や従来の事業を拡充する予定はあるのかについてお答えいたします。町では、これまで町民の健康づくりに積極的に取り組んでまいりました。元気モリモリ体操は平成18年度に開始し、現在まで継続して実施しており、毎年度多くの町民の方にご参加をいただいております。その後、新たな事業も順次始めてきています。令和4年度からインターバル速歩を始めました。ゆっくり歩きとさっさか歩きで交互に繰り返すことで持久力や筋力アップにつなげ、生活習慣病の改善も期待できるとされています。この2年間で延べ63人の方にご参加をいただきました。村田議員にもご出席いただきありがとうございます。同じく令和4年度からは、NHKの支援を受けたラジオ体操講座も始めました。2年間で延べ約170名の方に参加いただきました。

令和5年度には新たに2つの事業を行いました。1つは、サーキットチェア講習会です。筋力や心肺機能の向上を目指して、椅子に座ってできるサーキットトレーニングを学ぶ18回の講習会でございます。この講習会には22人の方に参加いただきました。もう一つは、ながとろ花めぐり講座です。健康運動指導士の方に準備運動、整理運動などの必要性や具体的な技術を学びながら、花や地域の文化財を約4キロメートル歩いて回る全6回の講座です。この講座には32人の方に参加いただきました。両事業は、令和6年度も継続して実施をいたします。

また、令和6年度には第2期健康増進計画を策定いたします。そのため、今後の新たな事業の展開や事業の拡充につきましては、健康増進計画策定の中で検討してまいります。

次に、5、町では補聴器購入の補助金を導入する考えはあるのかについてお答えいたします。近年、難聴は認知症の危険因子として注目されているようでございます。それと同時に補聴器の使用が認知症機能

の低下を抑制できるかどうかにも注目されているようでございます。そうした状況の中、県内でも高齢者の難聴者に対して補聴器購入費の一部を補助する取組を始めた市町村もあると伺っております。町といたしましては、今後厳しい予算状況を踏まえつつ、補助の必要性や施策の優先順位等について役場内で議論を行ってまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問をします。

町の高齢者なのですけれども、ちょうどこの5年間で調べてみたのですけれども、高齢化率はこの5年で3.45%上昇しました。その中で、後期高齢者のパーセンテージを見ると7.9%増加したと、当然高齢者の中の後期高齢者が多くなっているから、そういう数値になると、さらにこれがこれから増えていくということは想定できると思います。そのためには、やはり元気な高齢者が長瀬町で住むと、町でも先ほど町長の答弁にもありましたけれども、元気モリモリ体操だけではなくて速歩であるとか、あと一つ、花めぐり講座等をやったりしたと、今年度も続けていきたいというお話だったのですが、参加率というのが元気モリモリ体操についてはほぼ高齢者の11%です、そのくらい。ですから、9割程度の高齢者は自分で健康に気をつけ、または動けない人も含んでですけれども、ということなのですが、そういう高齢者にももう少し自分の体、食育、それから運動の機会をうまく持ってもらうようなということを念頭に町のほうでも進めていただきたいと、そのために何かお考えはあるかどうかということについてお伺いします。

次に、これも新聞で出ていますが、認知症の高齢者が471万人になったと、軽度の人を入れるとプラス310万人ぐらい、20年前の6倍になっていると。この3.9%というのを考えると、長瀬町の高齢者は2,622人いますから、約104人ぐらいですか、長瀬町でもこのパーセントを当てはめると認知症の疑いのある人がいるということです。こんなふうな認知症判定テストとか痴呆判定テストをどういうふうに行っているのか。認知症予防では、ふれ愛ベース等で数字がやたら並んでいるのをに入れていたりとか、認知症予防講座ですか、あんなふうなものもやっていて、これいいことだなと、埼玉新聞でも日曜版によく載っていますので、私も時間をかけてやっているのですが、そんなふうなことを町民にもう少し広めていければ認知症というのも少なくなるのではないかなと。

それから、認知症の支援ということについてなのですけれども、生活支援体制整備協議体のこの活動についても、多分今委員さんが20人と最初条例できたときにあったのですが、何か17人かなと、現在は。ということなのですが、これ地域に密着がまだできていないかなと。例えばうちのほうの地域では集いの場というのかな、あんなふうなものも整備されていないというふうな状況ですので、今ちょっと1回各地区でとかなってきたのですが、足止まりになっているのではないかなと、そのところについて。

あと、ウエルシアさんの買物難民を減らすというふうなことでは見守りとか、そんなふうなことで結構

効果はあるのかなと、買物に行く人が大分増えているような話は聞いています。だけれども、買物をそこに行けないとか、そういう人について、またはどうしても買物に行きたいという人について、デマンドタクシーとかそろそろまた考えなければいけないのではないかなというふうな気がします。さもないと、今現在、シルバー人材センターの登録者数が多分130人ぐらいだと思います。商工会のお助けが、ボランティア登録が88人、それを使いたいよという人が234人、これは今現在でそのくらいいるようですが、その足となるためにデマンドタクシーとか整備しないのだったら、それをもう少し拡充していくとかしないと、出歩き、医者に通うとかということではなかなか不便な人が出てくるので、そのことについてどうかというふうなことについて、まずそこまで伺いたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

食育についてのというお話と、支え合い長瀬ですとか、あとボランティアの話ですとか、いろいろいただきましたけれども、今長瀬町で社会福祉協議会と協力し合いながら、商工会にも協力していただいております。今ざっと羅列されているのを読ませていただきますけれども、緊急通報システム、防火査察、ねたきり老人等介護手当支給、要介護高齢者等支援ネットワーク会議による取組、お助け隊への支援、外出の支援、これは福祉有償です。ひのくち館、いきいき館、多世代ふれ愛ベース長瀬での活動、生きがい活動の推進で学習・教養活動、スポーツ・レクリエーション活動、老人クラブ、シルバー人材センターの活用、それから閉じ籠もりがちの方への社会参加で、おひまちですとか送迎サービスをしております。それから、介護予防給付ですとか、それから認知症施策でサポーター養成講演会、認知症カフェ、この認知症カフェについては認知症に特化しております。それから、徘徊訓練ですとか、秩父郵便局との連携をして、地域における協力に関する協定を結ばせていただいて、認知症でちょっとどこかいなくなってしまったとか、そういうような形のときに連携ができるということでございます。それから、紙おむつ排出用のごみ袋の支給、それから見守り活動、これは乳酸菌飲料を配布して見守りをさせていただきます。

最後に、ふれあいいきいきサロンでございますけれども、村田議員のおっしゃっているのは、このいきいきサロンがないということですよ。今、全部で13、いきいきサロン。

〔「サロンの数はちょっと分からない」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ちょっと分からない、結構な数でやっております、実は昨日も渋沢栄一翁が、一万円札が7月の3日に出るということで、深谷市で一斉に3日の日に動画を出しておめでとうという、くす玉割りをしようということで、長瀬町も参加させていただくということで、このサロンの中で4か所くす玉を作ってください、長瀬町の駅前でくす玉割りをさせていただきましたけれども、大変大勢のお年寄りに参加していただきました。昨日、特に感じましたのは、意外と男の方が多かったということ、思った以上に男の方が多かったなという思いがいたしておりますので、核となる方が多分村田議員のところにはいないのかなと思うのですが、これからどなたかそういうような方でも見つけ出していただいて、町のほうでそうしたサロンをつくっていただくように働きかけができればいいかなと、ただいまお話を伺いながら聞いたところでございます。

それから、地域支え合い事業でございますけれども、生活支援体制整備事業ですか、これが地域に密着していないというお話でございますけれども、支え合いという簡単な名称になっておりますが、この支え合いにつきましては、どちらかと申しますとその地域ではなくて団体が、その地域の上の組織になるとい

うのですか、各いろいろなところに回って活動していただいているという、各地域に特化ではなくて、町全体を見回していただいているというような事業でございますので、何と言っても地域の支え合いはサロンだと思いますので、先ほど申し上げましたけれども、そのような形でこれから町のほうからもどなたかそうした方がいらっしゃるかどうか見つけ出していただきながら、村田議員さんのところもそういうことができればいいのではないかなと思ったところでございます。

それから、デマンドタクシーをもし使わないのであれば、もう少し商工会のほうの事業をというお話でございます。利用者も大分増えていらっしゃるような感じでございますので、こちらにつきましてはまた商工会との話合いになると思いますけれども、よりよい方法を模索しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間に追われますので、本当に幾つかについて簡単明瞭にお答え願えればと思いますけれども、うえたん号についてはとにかくそれなりの効果と思いますので、様子を見てどういふふうにしていくかというのを、5年では、終わりです、補助金切れたからということがないようにやっていただければと思います。

生活支援体制の整備事業、これ仕事が主に7つ、条例で見ると7項目あるのですけれども、庶務は高齢者福祉所管課が処理するというふうにうたっているのです。どちらかというと社協に投げているというふうな感じが強いのですが、上部組織だということになると、これがうまく、そこで例えば上宿中宿とか、その辺にサロンがないから、そういう整備していかねばいけないだとか、そういうふうに来ないと、地域で探してくれとかというのではちょっと進まないのではないか。さくい話ですと、あるところである人が階段から落っこってけがをしたのです。最終的に私のところに電話が来たのです。私が近いわけではないのです。ところが、そういうものがなくて病院に行くと、そうしたら骨折していたのです。ずっと私が付き添って何時間かいて、緊急外来で見ていただいて連れ戻ったというふうなこともあるのですけれども、本来なら私が、いいのです、暇でいたのだから、ちっともそれは構わないのですけれども、やはりそういうものがうまく機能していない面があるのです。そういうところも感じ取っていただけていただかないとというか、そういう面もあるのですよということを頭に入れて、地域に根差した支え合いということまでぜひ発展させていただきたいということ。

あと、ふれ愛ベースについてもそうなのですけれども、いきいき館もそうです。ひのくち館もそうです。事業での人数は多いのです。前七千九百何人とか利用したとか、そういう人数は、私もしゃべる時間が少ないのですが、1日平均計算したらば30人ぐらいあそこを使わないとその数字にならないのです、七千何人には。多分250日ぐらい開所しているだろうから、週5日ですよね。事業で何人来ているとか、例えばあそこでモリモリ体操をしている人が1週間に1回で15人来ましたと、それで1か月たちました、12か月たちました、幾人ですというのは分かるのだけれども、そういう人以外に立ち寄れる施設になっていないのがいきいき館もそうです。ここもそうです。なぜかという、そこに保健師さんがいるけれども、なかなか保健師さんがそういうふうによく対応するとか、そういうふうには町民も思っていないし、そこへ行けば何らかアドバイスもらったり、体操をしたりとか、そんなふうなことができると思っていないのです。だから立ち寄らないのではないのかと。総人数はあるけれども、そういう町民が気軽に、設置目的を見ると、読みませんけれども、そういうことになっているのです、子育て支援と。だから、そんなふうなところをもう少し、せつかくの施設なのだから、町民が行きやすいようなということで考えていかなければと

いう質問、そこまでにします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ふれ愛ベース、いきいき館、一般の方たちがちょっと寄れる場所ではないということだと思うのですが、私もいきいき館のほうはあまり出入りしていませんので、ちょっと分かりませんが、ふれ愛ベースに関しましては、私もサークルに入っていますので、行かせていただいていますけれども、その中で若いお母さん、子供さんを連れた、それからおばあちゃん、そういう方たちも意外と、子供が主ですけれども、来て遊具で遊んだりですとか、中で本を読んだりですとか結構されている方たちが多くございます。ですので、本当にお年寄りだけで、高齢者のみで立ち寄るといのはちょっと今のところ寄りづらいかなという思いがいたしていますけれども、子供たちが寄れる場所ということでは大分定着してきているかなという思いがしているのですが、小学生なども仲間で大勢でいらして運動場で遊んだりとか……

〔「いいです。そういうの見ていますから」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 見えますか。そういう活動をしておりますので、ただいきいき館に関してはちょっと私も分かりませんが、ふれ愛ベースはですので、所期の目的をある程度は達成しているのではないかなとも思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次の質問に移りますが、今私が言ったのは、そういうふうにもう少し改善してほしいということと、補聴器はぜひ考えてください。

次、町の観光振興について、産業観光課長にお伺いします。令和6年第1回長瀬町議会定例会で町長が「観光客数は回復傾向にあり、令和5年分は集計中のため埼玉県での正式な発表はまだございませんが、町が把握した観光入込客数は296万人を超えております」と説明されましたが、その後、埼玉県から正式な発表はあったのでしょうか。また、観光産業関連について、次の点について伺います。

令和5年の観光入込客数は何人だったのか、また近年の観光客の動向をどのように捉えているのか。

2、観光客を対象とした新規の開店が多いと感じるが、令和5年から6年にかけて新規に営業を開始した観光関連の事業者は何件か、また観光関連の雇用数や税収について町は把握しているのかどうか。

3、町は観光客の周遊の目的や年齢層、周遊場所等の実態を把握しているのか。観光産業に生かすためにも調査は必要と考えるが、実施する予定はあるのか。

以上、お願いします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の町の観光振興についてのご質問にお答えいたします。

まず、(1)、令和5年の年間観光入込客と観光客の動向についてお答えいたします。令和5年の県内市町村観光入込客数の結果は、県からまだ発表されておりません。なお、ご質問にございましたように、町が把握した観光入込客数は296万人を超えております。

最近の観光客動向ですが、年齢層などのデータ把握はございませんが、町の観光関係者のお話によれば、観光客数はコロナ禍前に戻ってきている、若い観光客が多い、外国人観光客はそれほど多くはないなどと伺っております。

次に、(2)、令和5年から令和6年にかけて新規に営業を開始した観光関連の事業者数は何件か、観光

関連の雇用数や税収について町は把握しているのかについてお答えいたします。町が令和5年から現在まで把握している新規事業者数は9件でございます。そして、観光関連の雇用数ですが、埼玉労働局及び県でも観光関連の雇用数のデータを持ち合わせていないとのことでしたので、ご了承をお願いいたします。

また、観光関連の税収ですが、例えば観光業または観光関連での税収データはございません。これは、所得税法上で事業所得が農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業の7つの事業から生じる所得とされており、観光業というカテゴリーがないことによるものです。一方、施策や事業の実施効果を検証することは重要です。そして、施策や事業によっては、その経済効果を検証することも必要だと考えております。観光施策や事業の経済効果を雇用数や税収で検証するにはなかなか困難ではございますが、引き続き様々な視点から研究をしてまいりたいと思っております。

次に、(3)、町は観光客の周遊の目的や年齢層、周遊場所等の実態は把握しているのか、調査を実施する予定はあるのかについてお答えいたします。ご質問の内容に近い調査として、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社が長瀨駅前で行っているアンケート調査がございます。このアンケートは、目的、年齢、人数、消費金額などを回答していただくものでございます。このアンケートの集計データは、秩父地域全体での集計となっているため、現在、長瀨駅前での回答分の集計ができないか、観光公社に問合せをしております。今後、調査が必要と判断される場合には、調査実施の是非を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

---

○議長（岩田 務君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。長瀨町公式マスコットキャラクターのとろにゃんについて、町長にお伺いいたします。

令和4年第2回長瀨町議会定例会において町公式マスコットキャラクターの作成について、その必要性等を町長に質問したところ、「新型コロナウイルス感染症が落ち着くまでは実施が難しいという考えです。今後、前向きに作成を検討してまいりたいと思っております」と回答をいただきました。その後、新型コロナウイルス感染症が5類となり、令和6年3月に待望の長瀨町公式マスコットキャラクターであるとろにゃんが誕生し、マスコミ発表をはじめ、「広報ながとろ」5月号の表紙や議会だよりに掲載することで広く町民の皆様に周知することができたと考えます。長瀨のイメージアップと、誰からも親しまれ、愛されるための公式マスコットキャラクターの活躍は、これからは本番と考えますので、次の点について伺います。

公式マスコットキャラクターであるとろにゃんに広報戦略を今後どのように進めていくのか。

2、公式マスコットキャラクターであるとろにゃんを活用した商品の販売を行っているが、今後も魅力ある新たな商品の開発を行う考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1の公式マスコットキャラクターであるとろにゃん広報戦略を今後どのように進めるのかについ

てお答えいたします。議員ご指摘のとおり、「広報ながとろ」で町公式キャラクターであるとろにゃんの誕生を町民の皆さんへお知らせしたところでございます。そして、町のイメージアップを図るためにも、今後はさらに多くの方にとろにゃんを知っていただくことが必要と考えております。そのため、現在とろにゃんの着ぐるみを作成しております。完成しましたら、全国的な認知度の向上のため、広く町内外のイベントへ参加してまいります。

次に、2、公式マスコットキャラクターであるとろにゃんを活用した商品の販売を行っているが、今後魅力ある新たな商品の開発を行う考えはあるのかについてお答えいたします。全国の自治体のマスコットキャラクターの商品を取り扱う業者にとろにゃんのTシャツやハンカチ、トートバッグなどの商品を開発、販売いただいております。今後も近隣自治体や公式キャラクターの先進自治体の例を参考にしながら、多くの方に手に取っていただける魅力的な商品の開発を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、大澤町長の答弁に対しまして、重複する部分があるかもしれませんが、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

令和4年第2回長瀬町定例会でも申し上げましたが、当時、埼玉県内の行政区で公式キャラクターが実質存在していないのは我が長瀬町だけでした。長瀬町公式キャラクター作成については、平成26年度の当初予算案に計上されましたが、予算執行が凍結されました。また、令和2年度の予算化も新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、事業中止が余儀なくされました。このような経緯を鑑み、まずは長瀬町公式キャラクターが2024年3月21日に無事に誕生したことに対して、大澤町長をはじめ、町民の皆様にお祝いの言葉を述べさせていただきます。本当におめでとうございます。私もいろいろと調べて質問したかがありました。

そこで、1つ目の質問です。長瀬町マスコットキャラクターとろにゃんのプロフィールについて伺います。顔やはっぴに関する情報しかなく、生年月日も決まっていない状況です。町民の皆さんに早く、末永くかわいがっていただくためにも、私はキャラクターはプロフィールが重要と考えていますので、質問いたします。とろにゃんのプロフィールの内容に期待が膨らみます。

2つ目の質問です。三芳町では、竹間沢車人形芝居復活50周年記念の竹間沢車人形のLINEスタンプ全40種類の販売を始めています。長瀬町でも、長瀬町公式キャラクター誕生記念としてとろにゃんのLINEスタンプを販売することにより、SNSへのPR効果が期待でき、長瀬町のとろにゃんとして認知度がぐいに向上すると私は考えます。大澤町長のLINEスタンプに対する考えやSNS等への取組について伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、長瀬町公式キャラクターとろにゃんのプロフィールについてお答えいたします。とろにゃんのプロフィールでございますが、原作者である神辺夏海さんからの原案をいただいております。とろにゃんに込めた神辺さんの熱い思いを尊重しつつ、詳細や発表の時期を調整しておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

次に、とろにゃんのLINEスタンプ及びSNS等への取組についてお答えいたします。LINEスタンプにつきましては、作成に必要な予算を計上しており、作成を進めているところでございます。SNS

等の取組につきましては、深谷市イメージキャラクターであるふっかちゃんなど、先進的な取組を行う自治体を参考にして、とろにゃんの公式SNSの開設を検討してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 再々質問をいたします。

我が母校の長瀬町立第二小学校は、2024年3月31日をもって150年という歴史に幕を閉じて閉校となりました。元第二小学校の生徒を対象として、現在スクールバス2台が運行されています。そこで、2台のスクールバスの車体にマスコットキャラクターとろにゃんのイラストのシール等を貼ることを私から提案いたします。子供たちからも喜ばれ、安価で動く広告塔として広くPR効果が期待できると考えますが、大澤町長の考えについて伺います。また、予算が許すのであればとろにゃんラッピングスクールバスも併せて提案したいと思います。

2つ目の質問です。秩父地域の市町村の公式キャラクターは、秩父市にはポテくまくん、5月には妹のぷめるちゃんが、小鹿野町にはおがニャッピーが、横瀬町にはブコーさんが、皆野町にみ～なさんが、東秩父にはわしのちゃんが、漫画家の石ノ森章太郎先生が生みの親の龍勢祭にはりゅうごんが、そして長瀬町のとろにゃんが満を持して誕生しました。

そこで、私から提案いたします。秩父地域の公式キャラクターが集う秩父マスコットキャラクターサミット開催の重要性に鑑み、必要性を強く提案いたします。とろにゃんと秩父地域のキャラクターが交わることがより早く、広く、とろにゃんの認知度が深化するものと私は考えるからです。なお、2024年5月28日の埼玉新聞の紙面でも、同様の秩父キャラクターサミットの提案がされていました。私と同じ考えを持っている人がいることにちょっとうれしくなりました。また、自信にもつながりました。今から私自身も秩父マスコットキャラクターサミット開催に対する期待でわくわくが止まりません。

また、一例として、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念行事として長瀬岩畳会場で実施することや、第75回全国植樹祭埼玉2025年のプレ記念イベントの一環などとして実施する価値はあると思いますが、大澤町長の考えについて伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野原議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、スクールバスの車体にとろにゃんのイラストシールを貼ることにしてお答えいたします。現在、町内を巡回する移動販売車うえたん号には、事業者の申請によりとろにゃんのステッカーを貼っていただいているほか、うえたん号の電光掲示板にとろにゃんを紹介する映像を流していただいております。スクールバスにつきましてもうえたん号と同様、ステッカーを貼ることができるかどうか、委託業者と協議を行いたいと考えております。

それから、ラッピングバスにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。

次に、秩父マスコットキャラクターサミットの開催についてお答えさせていただきます。ご提案のようなサミットを改めて開催するには、1市4町の協議が必要となってまいります。ですので、すぐというわけにはまいりませんが、これからそのようなことも考える必要はあるのではないかと考えております。

それから、名勝及び天然記念物「長瀬」100周年記念行事としての開催、それから来年行われます全国植樹祭埼玉2025のプレイイベントの一環として開催する価値があるかどうかということでございませけれども、出させていただけのものですらば、ぜひこちらにも出させていただけたらありがたいなと思うとこ

ろでございますが、こちらは県のほうでの主催でございますので、町としてちょっと分からないところでございます。

それから、いずれにいたしましても、まだとろにゃんの着ぐるみが完成しておりません。ですので、100周年記念行事に間に合うようお願いはしておりますけれども、間に合いましたときには、ぜひこれは町の事業でございますので、利用は可能であると思っております。いずれにいたしましても、当面はとろにゃんの着ぐるみ完成お披露目会にほかの1市3町の公式マスコットキャラクターにもお越しいただけないか依頼を行いたいと考えております。着ぐるみが早く完成するよう、皆様とともに心待ちにしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

---

○議長（岩田 務君） 次に、2番、板谷定美君の質問を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 職員の人事異動について、1番議員とかぶる部分もございまして、答弁をお願いいたします。

令和6年4月1日付の定期人事異動によって町業務が新たな体制で動き出しましたが、人事異動は組織の新陳代謝と活性化につながり、職員の特性や指向性、課の特性などに応じて人事異動を行うことで人材配置の最適化を図ることができます。この人事異動は、短期的な組織の活性化を行うとともに、中長期的な事業計画の実現を狙うことができ、組織にとって必要なことと思っておりますが、町の人事異動について、次の点をお伺いいたします。

1、人事異動の基準や内規等があると思うが、それはどういったものなのか教えてください。

2、人事異動に当たり職員の特性や適正の判断はどのような基準で行っているのか、また職員の異動希望はどの程度考慮されているのか教えてください。

3、県や市であれば職員数も多く、異動によって業務が停滞することも少ないと思うが、職員数が少ない当町では異動によって業務の停滞が生じたり、職員に過大な負担はかかっているのか、また異動後における課の状況確認や職員への聞き取りは実施しているのか。

4、管理職にある職員について町は異動をどのように考えているのか。管理職の職員は職場を安定させるために長期に在籍したほうがよいと考えるが、いかがなものか教えていただきたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、1、人事異動の基準や内規等があると思うが、それはどういったものなのかについてお答えいたします。当町の人事異動の基準といたしましては、人材育成基本方針というものがございまして。この人材育成基本方針の中で、異動に関しては適当な人事配置は、公務能率の向上、組織の活性化を図るために重要なものであること、自己申告制度により職員の意向を把握し、計画的な視野の下に人事配置を実施していくこと等が内容とされております。

次に、2、人事異動に当たり、職員の特性や適正な判断はどのような基準で行っているのか、また職員の異動希望はどの程度考慮されるのかについてお答えいたします。職員の特性や適正の判断基準は、担当

業務の内容、具体的状況等によって異なるため、あらかじめ判断基準を設定しておくことはなかなか困難でございます。町では、平成28年度から能力評価と業績評価から成る人事評価制度を導入しています。これによって、職員が現在の職務に関する能力を有しているか、目標とした成果を上げているかなどを把握するとともに、管理職がふだんの仕事ぶりを見て職員の特性や適正な判断をしております。さらに、職員履歴、職務実績、資格、研修等の経歴も職員の特性や適正の判断材料としております。

職員の異動希望につきましては、自己申告制度を設けています。職員全員から現在の仕事の状況、異動希望、将来のキャリア目標等を申告していただき、人事異動の際の判断材料としております。令和6年度の人事異動では、異動者のうち、自己申告で現在の課以外、またはどちらでもよいとの異動希望であった職員の割合は64%であり、おおむね希望に沿った人事異動ができたものと考えております。

次に、3、異動によって業務の停滞が生じたり、職員に過大な負担はかかっているのか、また異動後における課の状況確認や職員への聞き取りは実施しているのかについてお答えいたします。人事異動の際には、事務引継書により前任者から後任者に事務引継ぎを行うこととなっており、人事異動後、速やかに事務引継ぎを行うこととしております。また、事務引継書は所属長も確認することとしております。所属長が確認することで異動した職員が戸惑わないようサポートできるようにしています。こうした取組により、年度当初でも業務に停滞が生じたり、職員に過大な負荷がかからないようにしており、現在のところ、各担当においておおむね順調に業務が進んでいるものと承知しております。

さらに、令和6年度からは、新たに全所属長の業績目標に課内総括と効果的な繁忙期対策を加えさせていただきました。特定の職員に過大な業務負荷がかかっているようなことが生じた場合には、所属長が先頭に立ってその改善に取り組んでまいります。引き続き、人事異動によって業務に停滞が生じたり、職員に過大な負荷がかからないよう取り組んでまいります。

次に、異動後の課の状況確認や職員への聞き取りですが、4月から5月にかけて職位に応じて面談を行っています。また、職員には常に報告、連絡、相談を行うよう指示しております。引き続き、課の状況確認や適時職員への聞き取りを行ってまいります。

最後に、4、管理職にある職員について町は異動をどのように考えているのか、管理職の職員は職場を安定させるため長期に在籍したほうがよいと考えるが、いかがなものかについてお答えいたします。管理職については、組織力を最大限に発揮させる能力や高いコンプライアンス意識、的確な部下職員への指導、育成を行う能力など、管理職として必要な資質、能力を確認し、適正に配置してまいりました。議員のご指摘のように、職場の安定性のために長期在籍が望まれるというご意見も最もなことでございます。例えば特に重要なプロジェクトや業務の進行中の場合には、業務の継続性を確保するため、一定期間継続して在籍させることも必要でございます。一方、新たな課題に的確に対応していくこと、新しい時代に果敢に挑戦していくことなどのために、管理職員の意欲、能力、適性を活用していくことも重要です。人事異動に正確を求めるのはなかなか大変なことでございますが、議員のご提案も踏まえ、今後も管理職の適切な人事異動に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） では、再質問を行いたいと思います。

管理職の職員に関してちょっとお伺いしたいと思います。議会事務局長は、ある程度長期間の在職が求められる職種だと思っておりますが、ここ最近、短期間でございます。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

います。最低でも四、五年は在籍していただきたいと思うのですけれども、町長のお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

議会事務局長のお話でございます。議員もご承知のとおり、令和5年度は課長が3名、定年延長がございますけれども、役職定年ということで3名、それから勸奨で1名、そして県のほうにお戻りになられて5名課長が替わられることになりました。その前年が3名だったかな、役職定年がおったわけでございます。その中で新たな課長をつくらなければならないという状況の中で、大変人事に苦慮したわけでございます。そうした中で、結局議会事務局はほかの職員が、今までもそうでしたけれども、1人か2人でやっていただくというような事務局でございますので、どうしても何とか1人でやっていただける方を配置するようなことになるわけでございます。お一人では大変だということで、会計年度任用職員に就いていただいておりますけれども、そうした中で一昨年は議会事務局に局長だった方を会計年度でつけさせていただきましたけれども、ご都合が悪いということでお引きになってしまったということ、新しい局長さんでお一人では大変だということで、過去に実績のある方をまたお願いをしてつけさせていただいたわけでございます。また今年度もその方をお願いする予定でございましたところ、体調を崩されてしまったものから、また違う方を、経験のある方をまたお願いをしてということで、今の現在に至っております。もっとも人材豊富であればいいのですが、そうした退職者が出てまいりますので、その中でやりくりをするということ、そうやってまいりますどうしてもこのような事態が生じるわけでございますけれども、来年度からはまたしばらく退職者ですとか、そういう方が今のところございませんので、何年かはこの状態でいけるかなと思うのですが、ここ二、三年はそのような状態に来てしまいましたので、ちょっと議会事務局のほうにご負担、ご迷惑をおかけしてしまったかなと思っておるところでございます。ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 言っている意味がちょっと違ったのですけれども、今町長は定年退職者が云々という言葉が何回か出ておりました。定年退職者というのは長期計画、人事計画の中では、誰がいつ定年になるかというのは把握されていることだと思います。人事の件に関しても、長期計画の中でこの方はもう定年になる、ではそろそろ次の世代にバトンタッチをする準備をする、そのような計画性というのは何かないような感じがいたします。やっぱり長期的に全員の職員の年齢とか、そういうようなものをある程度把握しておいて、長期的な計画の中でこの人は何年こっちに行ってもらおうとかという計画性というのは絶対に必要だと思いますので、これからの自治体は自らの創意工夫によって個性豊かなまちづくりを進めなくてはならないので、その辺りの人事異動をしっかりやってもらわないと、町自体が壊滅するという解釈がありますので、よろしく願いいたします。

---

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、始めます。

困窮する高齢者の把握と対策について、福祉介護課長にお願いいたします。株価がバブル以降過去最高額を更新するなどの話題が世間をにぎわせておりますが、円安に伴う原材料の高騰で食品をはじめとした生活必需品の値上がりにより町民の生活は苦しくなりつつあります。特に年金生活者については、一層困窮しているとの話を聞きますが、町では困窮している高齢者に対してどのような対策を講じているのか、次の点について伺います。

(1)、町は困窮している高齢者の実態調査を実施しているか。

2、困窮している高齢者を町は把握しているのか、また人数は何名か教えてください。

3、困窮している高齢者に対して支援や対策は何か講じているのか、また講じる予定があるのか、それも聞きたいと思います。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番、町は困窮している高齢者の実態調査を実施しているのかについてお答えいたします。町では、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けて、令和4年度に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を65歳以上の1,000人の方に実施をしました。この調査では、現在の暮らしの状況を経済的に見てどう感じるかについて伺っております。その回答では、普通が61.7%と最も多く、次いでやや苦しいが22.1%、大変苦しいが7.8%、ややゆとりがあるが5.4%、大変ゆとりがあるが0.9%となっております。一方、国の国民生活基礎調査では、同じ調査内容の回答結果が報告されております。公表されている最新の令和4年度の65歳以上の方の回答結果では、普通が45.1%で最も多くなっております。次いでやや苦しいが30.2%、大変苦しいが18.1%、ややゆとりがあるが5.8%、大変ゆとりがあるが0.8%となっております。これを比較しますと、やや苦しい、大変苦しいとの回答は、数値だけ見ますと長瀬町の高齢者のほうが低い回答割合となっております。

次に、(2)、困窮している高齢者を町は把握しているのか、また人数は何名かについてお答えいたします。いわゆる困窮している高齢者というカテゴリーの調査はございません。なお、生活保護受給者数は、令和6年3月末現在、42世帯47人となっております。このうち65歳以上の高齢者世帯は15世帯15人となっております。

次に、困窮している高齢者に対して支援や対策は何か講じているのか、また講じる予定があるのかについてお答えいたします。町では、高齢者を含む経済的に困窮している方に対しましては、まず窓口で相談者に対し丁寧に聞き取りや相談に応じております。そして、仕事が見つからない、借金や支払いで生活が苦しい、家計のやりくりが大変などの相談には、専門の相談員が秘密厳守で対応いただけるアスパート相談支援センターを紹介しています。さらに、真に生活困窮に至っていてすぐには生活再建が困難な方には、生活保護の相談にも応じております。

また、物価高騰対策にも取り組んでおります。令和5年度及び6年度にわたり住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に10万円を支給したところです。令和6年度には、令和6年度の住民税課税情報を基に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に該当することとなった世帯に10万円を支給することとして、今定例会に補正予算案を上程させていただいております。今後も引き続き関係機関と連携し、高齢者を含む生活困窮者に対する丁寧な対応と必要な支援に努めてまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 困窮している実態調査ということで、普通というのは61.7%というのですけれど

も、普通というのは基準ってないですよ。だから、自分がそれでというから、よくつんのめりそうになって、大丈夫と言うでしょう。大丈夫ではないからつんのめりそうになったのだよと私はよく言うのですけれども、そういうへ理屈という、そうなのではない、普通は大丈夫だよというのが普通だけれどもというのですけれども、この普通というのはどこを基準にしているか分からないのですけれども、でもご本人さんが、私は皆さん人並みだからということですよ、普通ということは。だから、人並みの人が多いということですので、長瀬町が県だとか何かの45.1%とかというのから見ると、普通でと、困窮もしてはいないということに理解してよろしいわけですよ。

それで、次に生活保護世帯が42世帯とあるのですけれども、前はもっと少なかったような気がするのですけれども、どんどん年々増えているような感じもするのですけれども、それはどうなのでしょう、それをまたお聞きしたいと思います。

それから、窓口の10万円支給というので、皆さんがそっちのほうだけはすごく10万円もらえるという話するのですけれども、そうすると10万円の該当者は何人ぐらいいるのだから、それをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

普通の基準というのは、あくまでアンケートの中で、私普通かなと感じた方が普通につけてくれていますので、その辺は長瀬町の方の感じ方が普通だなという判断でつけていただいているものだと思います。

それから、生活保護の受給者数なのですけれども、手元にある資料ですと28年の2月末では28世帯34人だったのですけれども、今42世帯47人ということですので、増加傾向にはなっております。

それから、相談件数なども近年は窓口のほうに来る方が増えているように感じております。

それと、給付金の関係ですけれども、10万円の給付なのですが、5年度から引き続き6年度もやるということですので、5年度の非課税及び均等割のみ課税世帯の方への給付ということでいきますと、非課税の方が678支給をしております。それから、住民税均等割のみ課税世帯の方につきましては、申請の締切りが5月末だったのですけれども、その時点では177件ということになっております。ただ、今後もしまだ支給申請を忘れていたという方が出てきた場合には支給するというのも、均等割のみ課税世帯の方については可能ですので、また数字のほうは変わる可能性がございます。また新たに6年度の非課税か、または均等割のみ課税になった世帯というのは、システム改修をしまして正確な世帯数を出しますので、今のところは世帯数をはっきり言えないのですけれども、補正予算のほうに要求をさせていただいているのでは、不足のないように要求しておりますので、非課税世帯に100世帯と均等割のみ課税世帯に100世帯ということで要求のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 生活保護が、だから前のときに28年度が28名ということで増えていましたよね。前はもっと少なかったときもありましたよね。分からないよね、前のことは。

これで高齢者の把握と対策についてということはあまり、皆さんが見えを張って私は普通だよと言いたがる女の人が多いのです、女性は。困っている、困っていると言うと、何だか皆さんの視線がちょっと蔑まれているような感じがするので、私は普通の部類に入ることになるので、そのところはまた、

でも民生委員さんに頼むとかなんとかといっても、民生委員さんにも守秘義務というのはないわけですよ、民生委員さんは。給料をもらっていないのだから。そうなのだから、そこのところはそれで仕方ないのですけれども、長瀬町でも普通の方が多いいいことは幾らかの励みではないですけれども、よかったなという感じがします。

それで、1の高齢者対策について終わりにしたいと思います。

次に、消防団員数の確保と報酬の増額について、総務課長にお聞きします。もう毎年何年かたつといつでも質問するのですが、消防団員数の確保と報酬の増額についてということで、地域防災の要である消防団ですが、団員数に欠員が生じていることから、成人式の会場で行うPR活動や地元の祭り等のイベントで地元消防団が独自にPR活動を行って団員の募集をしているようですが、団員数は増えていないと、増えていませんよね。感じていますではなく増えていません。火災時における消火活動をはじめ、災害時には中心となって活動していただく消防団は、地域になくってはならない組織だと考えておりますが、次の点について伺います。

1、消防団員を確保するため、町では何か対策を講じていますか。

2、昨年入団した団員は何名で、何名が退団したか人数を教えてください。

次に、団員が欠員していることで消防団活動に支障は生じていないのか教えて。

次に、出動報酬は令和5年度より見直されたようですが、年額報酬の増額について町は検討していますか、いませいか、それとも上げる予定はありますか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、(1)、消防団員を確保するため、町では何か対策を講じているのかについてお答えいたします。消防団は、地域防災の極めて重要な担い手です。災害の多い近年は、特にその重要性が高まってきております。一方、少子高齢化の進展等によって団員数は減少してきております。町では、これまで消防団員確保に努めてまいりました。平成15年度からは、消防団OBの役場職員に特別団員として入団していただくこととなりました。また、平成27年7月からは、新たに女性消防団員も入団していただくこととしました。消防団員確保のためには、消防団活動をよく知っていただくことも重要です。そのため、町では広報紙やSNS等で消防団活動を周知しているほか、成人式に赴いて新たに成人になられた方に直接消防団活動の周知と入団を呼びかけています。今後は、コロナ禍で中断していたイベントでの周知、入団活動等にも努めてまいります。

次に、2、昨年入団した団員は何名で、退団した人数は何名かについてお答えいたします。令和5年度は入団者が3人で、退団者が8人でございます。

次に、(3)、団員が欠員していることで消防団活動に支障は生じていないのかについてお答えいたします。消防団員の現在の欠員数は11人でございます。幸いなことに令和元年の台風19号以来、町では大きな被害が生じるような災害は受けておりません。また、町民の防火意識の向上により、火災件数も昨年が1件、一昨年在ゼロ件と少ない状況だったほか、最近は大規模な火災がなかった状況にありました。こうしたことから、消防団活動に支障が生じたという声は町では伺っていない状況でございます。しかし、条例で定められた団員数でございますので、欠員が充足できるよう、引き続き広報活動等に努めてまいります。

次に、(4)、出動報酬は令和5年度より見直されたようですが、年額報酬の増額について町は検討しているのかについてお答えいたします。消防団員には出動報酬と年額報酬が支給されます。出動報酬は、災害

活動等に出動した場合に支給される手当で、町では令和5年度から新たに4,000円を支給したところです。年額報酬は、車両や器具の点検、研修活動等、日頃の消防団活動の基本的性格を有するもので、町では平成27年4月1日から4万円を支給しているところです。この額は、団員の処遇改善を図ることを目的に、地方交付税措置額の3万6,500円を若干上回る額として設定しているところでございます。したがって、現在のところは直ちに増額を検討している状況にはございません。

なお、消防団確保は全国的な課題でもありますので、今後国の財政措置や対応に注視しつつ、近隣の市町村の検討状況等も把握して必要に応じて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 何か対策を講じていても、入る入らないはご本人の個人だから無理かと思えますけれども、今10人ぐらいは足りないのですよね、いつでも。そうなのですけれども、入団した方が3人で、退団した方が8人で、消防団員さんの話なんかも聞きますと、俺もう何歳だから退団だという話を聞くのですけれども、そうするとそれはオブザーバーではないのですけれども、またそちらのほうに入ってもらったりとかなんとかというのでしてくださいということで、それで消防団というのは本来の目的は災害と、それから救急だとか、あとは火事だとかというのですけれども、本当は消防団員の本命とか使命というのは、よく考えると何にもないのが一番いい町なのです。火事もなければ災害もなければ何もなくて、消防団なんか一人もいなくたっていいのだ、おじいさんとおばあさんだけがやっていたら、それでいいのだよというぐらいな町になってほしいなと私は願っております。そうですので、消防団活動に支障は、今のところは火事もあまり大きなところもないので、生じていないということではっております。

それから、出動の報酬ですけれども、やっぱり人間というのは給料でも何でもですが、町長なんかよく知っていると思うのですけれども、毎年毎年少しずつ少しずつ給料が上がっていくのが一番の励みになるわけなのです。そうですので、5年度より見直しされたので、しばらくの間、でもこの生活程度が沈滞しているからということですが、株価がすごく上がっているからって、NISAとかなんとかっていろいろありますけれども、私なんかは思うのですけれども、年寄りの人についてはそういうことには手を出さないほうが一番無難だよという話なのですけれども、年額報酬の増額について町は検討しているかなというの、せめてこれから二、三年後にはどうかという言葉が欲しかったわけですが、うそは言えないから、それは仕方ないかなと思っております。要するに消防団員数の確保はできるだけ、いろいろやってみて駄目だったらしょうがない、やらないよりはやったほうがいいからということで、これからは総務課を筆頭にいろいろやるようお願いしたいと思います。

出動報酬だとかなんとかというのは、年に出動手当が4,000円出るようになったのですよね。前は出なかったでしょう。だから、それだけはいいかなと思いますので、そのところだけは評価したいと思います。

以上です。もうそれでいいです、あとは分かっているから。

次に、3の長瀬町公式マスコットキャラクターのとろにゃんの使用許諾についてですけれども、令和6年3月にデザインの一般公募によって待望の長瀬町公式マスコットキャラクターであるとろにゃんが誕生しました。次の点について伺います。

とろにゃんのデザインを使用するに当たり、長瀬町公式マスコットキャラクター使用取扱要綱を定めたのですが、第30条第3項に町長はキャラクターの使用承認に当たり条件を付すことができるとあるが、ど

のような状況を想定しているのか。気軽に使ってもらうならあまり条件をつけないほうがいいのではないかと考えています。

また、使用についての申請数と許可数は現在何件で、内容はどのようなものなのか聞きたいと思います。

2、町民にとろにゃんのデザインを利用してもらうことで愛着のあるマスコットキャラクターとなり、PR効果も高まると思いますが、長瀬町公式マスコットキャラクター使用取扱要綱第3条の5に、個人もしくは家庭内またはこれに準ずる限られた範囲内で使用し、かつ第三者へ広く公開しないときとありますが、承認を必要としないとあるが、どのような状況を想定しているものか、承認を必要としないなら、気軽に使えて宣伝効果も高いと思うのですけれども、熊本のくまモンですか、あれもどンドン、どンドン使っていていいよというので、あれだけ日本全国になったわけですけれども、どうのお考えか、それを伺いたいと思います。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、(1)、とろにゃんのデザインの使用に当たり、長瀬町公式マスコットキャラクター使用取扱要綱第3条3項に定める、町長はキャラクターの使用承認に当たり条件を付すことができるとはどのような状況を想定しているのかについてお答えいたします。とろにゃんのデザインの使用申請をいただきましたら、デザインの使用目的や使用方法などを確認しております。確認した結果、とろにゃんのイメージを損ねる使い方を避けていただくために必要な条件を付して承認することを想定しております。

また、使用についての申請数と許可数についてですが、5月末時点で16件の申請をいただき、使用目的などを審査した結果、その全てを承認しております。内容につきましては、Tシャツやトートバッグなどのキャラクターグッズを作成するものや、先ほど町長からも答弁がございましたが、移動販売車うえたん号の車体に貼り付けるシールの作成といったものとなっております。

次に、(2)、長瀬町公式マスコットキャラクター使用取扱要綱第3条第1項第5号に定める、個人もしくは家庭内またはこれに準ずる限られた範囲内で使用し、かつ第三者へ広く公開しないときは承認を必要としないとあるが、どのような状況を想定しているのかについてお答えいたします。個人が楽しむ目的でとろにゃんを営利を目的とせず作品などに使用する場合を想定しております。そのため、多くの方に使用していただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） とろにゃんのデザインができたので、一応喜びます。もう2回も議会で質問していますけれども、そのときに却下、却下で終わりましたのですけれども、これができたので本当に。何でもいからできればいいのだよ。それで、とろにゃんでも何でもいろんなこと、つまらない厳しいことを言わなくて、どンドン使ってもらえば自然にとろにゃんの宣伝が、聞けば聞くほどうんと上位に上がってきますけれども、それでまた宣伝もしなくてそのままになったら、消えてしまったら消えてしまったでそれでいいではないかというような感じでやって、それでいいと私はそう思います。そのままとしておりますので、何しろ町が入ってくると、おいおい、それは申請書出さなくてはいけない、申請書嫌いだからなというのがありますので、なるべくこういうときには緩く緩く、仕事は厳しく厳しくやってほしいと思いますけれども、町長にここに書いてある第三者へ広く公開しないときってあるのですけれども、承認をしないということもありますけれども、原則としては町で文書で出さなくてはいけないものなのではないかと、

どうなのでしょう、それをお聞きしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、大島議員から私への質問でございますので、お答えさせていただきます。

待望の長瀬町のマスコットイメージキャラクターが誕生いたしました。先ほども申し上げましたけれども、着ぐるみがまだできないということで、何とか100周年に間に合わせていただきたいと思っておるところでございます。大分マスコットキャラクターも人気が高いものですから、業者さんが忙しくてなかなか発注はしてあるのですが、できないということで今日に至っております。その中で、とろにゃんのイメージを損ねる使い方を避けていただくために、こうした条件を付すわけございまして、大島議員おっしゃるとおり、なるだけ緩く緩く大勢の人に使っていただいて、くまモンやふっかちゃんのように全国的に人気が高まるようにしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

---

○議長（岩田 務君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。

1、小学校の統合後の状況について、教育長にお伺いいたします。第二小学校が150年の歴史に幕を閉じ、惜しまれつつも閉校となりました。第一小学校と統合され、新たな体制で新学期が始まりましたが、この統合に向けて関係各位が知恵を絞り、様々な交流事業を重ね課題を解消して統合にこぎつけたことは大変喜ばしいことであり、感謝の念に堪えません。子供たちが元気に通学する姿を見ると私自身うれしくなっておりますが、この小学校の統合後の状況について、次の点についてお伺いいたします。

1、統合後における児童の意見や感想、学校生活の状況等について。

2、4月以降に行われた第一学校統合記念式典等の様子について。

3、通学バスの運行における利用の状況や安全管理の状況について。

4、スイミングスクールによる水泳授業の状況について。

5、統合後の放課後児童クラブ利用状況についてお伺いいたします。

なお、通告は5月20日頃でありましたけれども、5月31日付の学校だよりという回覧文書がありまして、うちに来たのは6月7日だったのですけれども、早速コピーいたしましてゆっくり読ませていただいたので、内容は大体分かっていたのですけれども、通告のほうが早かったので、お聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の質問にお答えいたします。

初めに、統合後における児童の意見や感想、学校生活の状況等についてでございますが、4月8日、長瀬第一小学校で始業式が行われ、2つの小学校が1つになった新しい長瀬第一小学校が児童数247名でスタートいたしました。小学校の統廃合につきましては、皆様のご理解とご協力をいただき進めてまいりましたが、無事にスタートすることができました。誠にありがとうございました。

さて、統合後における児童の意見や感想につきまして、長瀬第一小学校に確認したところ、特にアンケートなどを行ったわけではないとのことですが、児童の声に耳を傾けますと、クラスの人数が増えて楽しい、新しい友達が増えてうれしいなど肯定的な意見や感想が多いとのことですが。また、学校の様子もとても落ち着いているとのことですが。

次に、4月以降に行われた第一小学校統合記念式典等の様子についてですが、これから共に学び合っていくための機運を醸成していく学校行事として統合記念式典などが行われております。4月22日には、児童会の子供たちが中心となって、入学してきた1年生と長瀬第二小学校から来た友達を迎える会が行われ、会では一小と旧二小の代表児童が全校の前で代表の言葉を述べたり、学校生活の様子をスクリーンで紹介したり、学校に関するクイズを行ったりしました。

また、新しい長瀬第一小学校がスタートしておよそ1か月がたった5月10日には、一小と旧二小の代表児童が協力して記念樹の植樹を行いました。校章のモチーフとなったアオギリの木とジンダイアケボノという種類の桜の木を植樹いたしました。

また、5月15日には統合記念式典が開催され、式典では代表児童が新しい仲間と協力して新しい長瀬第一小学校の歴史を築いていきたいなどの思いを発表してくれました。式典の後には、埼玉県警音楽隊、カラーガード隊による記念演奏も行われ、子供たちはリズムに合わせて体を動かしたり、手拍子をしたりして演奏を楽しんでいる様子が伺えました。また、校歌が演奏された際には、第二小学校出身の児童を含めた全児童が大きな声で歌っている姿を見て安心をいたしました。

次に、通学バスの運行における利用の状況や安全管理の状況についてですが、スクールバスは2台で運行しており、旧長瀬第二小学校区域の児童45名が利用しております。運行を開始して数日間は多少の混乱もございましたが、現在のところ順調に運行しております。安全管理については、昨年度に実施した登下校シミュレーション結果を基に対策を進め、乗降時等の安全確認を図っております。特に児童の登下校の安全確保については、スクールバスに限らず、ながら見守りへの参加など、地域の方々の協力を得ながら引き続き進めてまいります。

次に、スイミングスクールによる水泳授業の状況についてですが、長瀬第一小学校では水泳学習の開始に当たり、プール開き朝会を5月10日に行い、安全に水泳学習を行うための約束や、今年度から水泳学習で利用するスイミングスクールの使い方を確認しております。5月14日には、第1回目の指導が行われ、私も様子を拝見してまいりました。この日は5年生が指導を受け、習熟度に応じたグループに分かれ、それぞれのグループにインストラクターがつき指導を受けておりました。どの児童も生き生きと授業に取り組んでおり、楽しそうな笑顔が印象的でした。スイミングスクールでの水泳学習は屋内プールで実施するため、天候の制約を受けず、計画的な実施が可能であること、また専門の指導者による質の高い授業や教員とインストラクター双方による安全確認などメリットが多いと感じております。

次に、統合後の放課後児童クラブ利用者の状況についてですが、現在、長期休業のみ利用する者なども含めて、一小放課後児童クラブ室に85人、たけのこ学童クラブに46人が登録し、利用している状況でございます。また、学校統合に合わせ、校舎の一部を放課後児童クラブ室として拡張したこともあり、放課後児童クラブ所管である健康こども課に確認したところ、希望者は全て利用できているとのことですが。教育委員会といたしましては、小学校在校児童が放課後児童クラブを円滑に利用できるよう、小学校と放課後児童クラブ、また健康こども課と連携を図ってまいります。

なお、学校統合から2か月が経過しております。子供たちはお互いにより刺激を受けながら元気に学校

生活を過ごしております。今後も、児童、保護者が不安なく学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ありがとうございます。「あおぎり」を見させていただいた中でも大分分かってきたのですけれども、本当に子供たちに感想を聞きますと大変喜んでおり、特に二小の子は同学年の子と遊べるようになってうれしいと、今までは縦の遊びだったのだけれども、今度は同じ体力的な状況で遊べる、それがうれしいというようなことを言っていたというようなことを聞きました。この後、45人が毎日生き生きと通ってきている姿も見させてもらって、大変挨拶もしっかりしているし、楽しいな、頼もしいなという状況であります。

それから、バスでの乗り降り場所がちょっとターンをしやすいようになっているところもあるのですが、横断歩道の近くであります。場所によって、この間ちょっと点検といいますか、回ってみたところ、横断歩道に大人がいて渡してくれているところは1か所だったのです。あと私が行ったときには見えなかったのですけれども、やはり子供だけで渡る可能性もあります。そういうふうなので、しっかりと車が止まると同時に動作をしっかりできるように、黄色い旗か何か、朝渡る、また夕方渡るというか、そういうふうな状態で横断歩道みたいなものを置いてあげたら、より安心して安全に渡りやすくなるかなというのを感じました。そういう点でフラッグにつきましては、JAであるとかトラック協会であるとか、そういうふうなところから下さるものでもありますけれども、そういうふうなものをもし用意できたら、幾らかできたらよろしいかなというのを感じました。

あと、記念行事等も順調に行われたようでありますし、大変喜んでおります。

それから、スイミングスクールにつきましては、私もちょっと訪問してみました。そうしたら、結局指導者の方も子供たちが生き生きとやってくれているということと同時に、子供の感想では、まず学校のプールというのは学校シャワー、まず入るのに地獄のシャワーだったと、すごく冷たくてというふうなことを言っていて、それから少し解放されたという感じで、地獄のシャワーでなくなってよかったというふうなことをまず最初に5年生の子供が言ったのですけれども、そんなこともありました。そんなふうなことで、あとは専門的な指導者による指導が行われていることから、子供が非常に楽しんで水泳に取り組んでいるというようなことで、授業数は少ないから上達するところまではなかなかいかないかもしれないけれども、とにかく子供が水に慣れる、楽しむということに重点を置かせているというようなことを聞きまして、安心した次第であります。これからいろいろな形でどこかの近くのプールであるとか、またほかに出かけたときでもそういうふうなことをして、子供たちが自主的に家族とプール遊びができるような状態になれば、なおよろしいのかなと思うところであります。

皆野のプールもまだ継続してやる中で非常に安い費用で利用もできるようであります。そんなところから、皆野の町営プールも町外の方は2倍というふうな金額になっていますけれども、それも本当に僅かなものであります。そういうところでもありますので、そういうこともお知らせして、子供が少しでも日曜日、皆野は月曜日が休みなのでありますが、ですから土曜とか日曜とかに時間があるときに大人と行って子供がより親しめたら、それなりに上達する、水泳力が上がるというふうなことにつながると思いますので、いろいろと考えていってあげたいし、水泳の切符を場合によっては何か出してあげられたらなおいいかなと思ったりしているのですけれども、そんなようなことでいろんな面で子供たちの水泳力は高まりそうな状況になってきたなというふうなことを感じております。

これからも引き続いて学校の状況、それからプール授業等につきまして見守っていきたいと思いますし、教育委員会のほうでもしっかり支援、サポートしていただけたらと思います。回答は結構なのですけれども、先ほどお願いいたしました横断旗等につきまして、何か考慮していただけたらと思うところでありませう。

以上で質問を終わります。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第23号から議案第32号までの10件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、令和6年3月31日付で長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

初めに、令和6年度地方税制改正の概要でございますが、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を減税する個人住民税の定額減税や、土地に係る固定資産税の負担調整措置として、負担水準の均衡化を促進するため、現行措置等を3年間延長するとしております。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明に当たりまして、字句の整理、根拠法令の改正による条項の繰上げまたは繰下げ、様式の追加等で改正内容におおむね影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第10条と下段の第18条、次のページの2ページの上段でございますが、36条の2の改正につきましては、語句の整理のほか、所要の改正をするものでございます。

2ページ中段の第51条第2項の改正は、町民税の減免について減免事由に該当することが明らかであり、減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

2ページ下段から3ページ下段にかけての第56条の改正は、法律の改正に合わせて改正するものでございます。

次に、4ページでございますが、上段の第71条第2項の改正は、固定資産税の減免について減免事由に該当することが明らかであり、減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

少し飛びまして、7ページ中段から8ページ上段にかけての附則第7条の5の改正につきましては、令和6年度分の個人住民税の定額減税に係る特別税額控除の規定について、法規定の新設に併せて新設するものでございます。

8ページ上段から10ページ中段にかけての附則第7条の6の改正につきましては、令和6年度の個人住民税の納税通知書に関する特例について、法規定の新設に併せて規定を新設するものでございます。

10ページ中段から15ページ下段にかけて、附則第7条の7の改正につきましては、令和6年度分の公的年金に係る所得に係る個人住民税に関する特例について、法規定の新設に併せて規定を新設するものでございます。

続きまして、16ページ上段でございますが、附則第7条の8の改正は、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定について、法規定の新設に併せて新設するものでございます。

少し飛びまして、18ページでございますが、18ページ下段から21ページの中段にかけて、附則第10条の3の改正につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、認定長期優良住宅に該当するマンションにおいては、個々の所有者に代わり管理組合の管理者等が申請できるよう、法律の改正に併せて所要の改正をするものでございます。

21ページ中段から25ページ上段にかけてでございますが、附則第11条から附則第13条までは、法律の改正に伴いまして、土地に関する固定資産税の税負担の特例措置が延長されたため、現行の特例措置の仕組みを令和8年度まで延長するものでございます。

次に、26ページ中段から最終の39ページ下段にかけてでございますが、附則第16条の3から附則第20条の3までの8つの規定につきましては、法律の改正に併せて個人住民税の特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等に係る配当所得などの各種分離課税分の所得の額を含める読替規定を追加するものでございます。

最後に、専決処分書の別紙でございますが、12ページを御覧ください。12ページの中段の附則でございますが、第1条は、この条例の附則期日を定めたもので、令和6年4月1日から施行するものでございますが、第1号と第2号の規定については、各号に定める日から施行するものでございます。

12ページ下段から13ページにかけての第2条は、今回の条例改正に伴う固定資産税の経過措置について規定するものでございます。

以上で議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決定されました。



#### ◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、令和6年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税における加入者負担の公平性を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しを行うなど、昨年度に引き続き中低所得層に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の課税額第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引き上げ、現行の「22万円」を「24万円」に改めるものでございます。

中段から3ページにかけての第23条でございますが、国民健康保険税の減額、いわゆる平等割及び均等割を7割、5割、2割軽減する規定でございますが、1ページ中段の第1項の改正は、上段の第2条第3項の改正と同様に、現行の「22万円」を「24万円」に改めるものでございます。

下段から2ページにかけての第2号につきましては、5割軽減に関する規定で、軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を5,000円引き上げ、現行の「29万円」を「29万5,000円」に改めるものでございます。

2ページ下段から3ページ中段にかけての第3号は、2割軽減に関する規定で、軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を1万円引き上げ、現行の「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めるものでございます。

最後に、専決処分書の2枚目、別紙を御覧ください。中段の附則でございますが、第1項は、この改正条例の施行期日を定めたもので、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う経過措置について規定したものでございます。

以上で議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定されました。



### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,240万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億2,266万8,000円にしたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長から申し上げたとおりでございます。

令和6年4月に長瀬第一小学校校舎3階の天井の一部が落下していることが判明しまして、修繕の実施が必要であることを受け、緊急に予算を調整する必要性が生じたことから、令和6年5月7日付で地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計予算を専決処分で補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1,240万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億2,266万8,000円としたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の8、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてご説明いたします。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第4目公共施設整備基金繰入金、補正額1,240万3,000円は、長瀬第一小学校校舎3階の天井の修繕実施に関しまして、基金からの繰入金を財源に実施するため増額したものでございます。

次に、歳出の補正でございます。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の補正額1,240万3,000円は、長瀬第一小学校校舎3階の天井の修繕実施に必要な経費として、屋上防水工事等に係る経費を計上しております。

以上で議案第25号 専決処分承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。まず、緊急を要することで専決処分をしたということについては、これは致し方ないことかなということなのですが、まず第一小学校であるというふうなこと、第一小学校は今年度統合されたという施設であるというふうなこと、町の長寿命化計画、この中で学校教育系施設の長寿命化計画の基本方針ということで、ちょっとたくさんあるので、予防保全による学習環境の整備、教職員による日常的な点検や法令に基づく定期的点検の実施により、児童生徒が安全で快適に学習等に取り組むことのできる施設環境を整備しますと、その他もろもろあります。この学校関係に関するものと全てを含めて、町の建物の耐久性の維持、性能の向上について、これまでの対症療法的な壊れてから直すという事後保全から、今後は定期的な点検や劣化状況調査を実施し、機能や性能の劣化を早期かつ的確に把握し、故障、事故を未然に防ぐ計画的保全への転換を図り、建築物の長寿命化を進めますというふうなことをうたっていると、まず当然法定点検、それからその他定期点検、日常点検の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めますというふうなことが書かれていると。その他たくさん書かれているのですが、まずこの施設が屋上の防水がちょっと破損したというふうな原因かなと思いますが、前回防水工事をやってから何年経過しているのかと、防水についてはこの長寿命化の中で書かれているのが修繕は5年から10年だと、更新が20年から30年だと、そのように書かれているのです。ということは、これが統合してこの学校を使うということが分かっていたのだから、どういう点検をしていたのかというふうなことについて、それからさらに法定点検では、私も学校にいたから分かりますけれども、そういう専門技術者による定期的な調査、点検というのが義務づけられていて、それも行ったはずだと。これが統合の年でなければまだ納得できるのだけれども、統合を目前にして、統合をしてからこんなことってちょっとずさんではないかなと思います。

劣化状況調査の実施は、老化状況調査マニュアルを作成し、誰にでも容易に実施できる体系を構築し、定期的に劣化状況調査を実施できる体制を目指しますとこの中に書いてあります。ただ、学校校舎が屋上原因ということなので、なかなかあそこは上らないというちょっと闇の部分というか、点検しにくいところはあったかと思いますが、さらに第一小学校については、この長寿命化計画の中で言われているのが築41年のRC構造の建築物であると、建物内部は経年劣化による不具合が目立つ状況である、天井の染み、建具のシール材の劣化が著しいと、それから排水管に劣化が見られるというふうなことが書かれている。そこまでについて、統合をするということについて、どういう調査等をしていたのかということについて質疑したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

これまでも第一小学校の屋上の漏水については、部分的な補修を実施してまいりました。平成28年に外壁から染みるのではないかとということで外壁の補修、それからそれ以降、29年、30年、令和2年、3年度と防水塗膜トップコート塗布というような事業をして、総額で485万円くらいかかっております。しかしながら、よい結果が得られていなかったと、雨漏りの改善が見込めなかったというような形で、これからのような方法がいいのかというような検討を行っていたところであります。昨年12月議会でも、板谷議

員から統合前にやらないのかというような質問がございましたが、少しその辺を検討させてほしいという形でのご答弁をさせていただいております。しかしながら、早急な対応が必要な場合には、速やかに作業を進めて、安全かつ快適な学習環境を確保できるよう取り組んでいくこととしております。4月に入りまして、雨漏りについて補修方法を検討していたところですが、4月22日に3階視聴覚室の天井が崩落いたしました。幸いにも児童への被害はなかったことなのですが、児童の安全確保のため、早急な対応が必要と判断いたしまして、今回は補正予算、専決処分として対応しているところでございます。

また、学校については、近年全国的に老朽化による安全面の不具合というのが新聞等でもニュースとかでも出ておりますが、点検や対策の強化が求められているところで、今年の4月には文部科学省から、学校施設における維持管理の徹底等による安全確保についてというような通知が出ているところでございました。そのため、学校施設は児童が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、災害時には避難場所、特に大きな災害、能登半島のときもそうですが、教室とかも利用するというような避難場所としての役割を果たすということから、安全性の確保は極めて重要であろうということから、今回早急な対応が必要として判断させて、専決処分とさせていただいたところでございます。ご理解よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 早急な対応をしなければならないということは分かります。ただし、多分この長寿命化計画では、来年度第一小学校の防水工事等をしなければというふうなことで長寿命化計画の中には載っているのです、来年度予算で。その答弁というか、説明の中になかったのですが、統合になるについてもう少し詳しくそのところを点検しなかったのかどうかということが私は非常に気になります。というのは、幸いにも事故に至らなかったと、幸いにも事故に至らなかったのではなくて、これはもし事故が起こっていたらどうだったのだろうという発想の転換というか、反対の考えもあるわけです。そこに子供がいた場合もあるわけです。まして、これが統合してというふうな時期なので、だから今年度予算にもそれを早急に組んでやってもよかったのではないかと、学校のほうからそういう要求が出ていなかったのかどうか。特に屋根については、この中にちょっと2つ出ているので分からないのですが、A、B、C、Dランクがあるのですが、Dランクだともう前倒しですぐやらなければいけないというふうなことになっているわけなのですが、一つのほうで見ると、屋上についてはCとなっていたのです。あれを見てもらえれば分かるのですが、長寿命化計画の最後のほうを見ると、屋根や屋上はBとなっているのです。だからBだと多少安心かなというところだけでも、Cだと二、三年前倒しで工事しなければならないということになっているはずなのです。だから、それがちょっと遅れたのではないかなと。

総合得点というのもありますけれども、これは健全度ですか、58点ということになっていました。満点が270か何かですが、第二小学校は62点、中学校も62点というふうなことで、各こういう施設が結構これから維持管理にお金がかかっていくと、10年間で19億円だったかな、何かかかってしまうということも出ています。考えると、これからあの校舎を早めにどうするかということ、もう今言ってもしょうがないけれども、検討していかないとという課題も残ってくるということだと思います。だからもう一回、点検のほうとかどういうふうにしていったのかという答弁がなかったと。

それから、学校のほうからそういう要望等はなかったのかということについて再度、これは工事は仕方ないことだけれども、こういう計画にうたっているのだから、もう少ししっかり点検をやっていたのかということについても一度。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

点検におきましては、学校が日常的に点検をしており、毎月開催される校長会議でも点検をよくするようという通達をお願いをしているところでございます。雨漏りにつきましては、それほどひどくない、前から少し落ちているというようなところもあったのですが、どう直すというのは学校のほうも、先ほど言ったとおり何回も何回もやっても直っていないのが分かっているので、その辺のところは少し協議をしていきたいと思いますというところでございます。

なお、早めに長寿命化工事の計画もありますが、今年度、小中一貫教育検討のほうで、今後小中一貫教育を進めるに当たって、校舎の関係、大規模改修をしていくのとか、それから新しく建て替えしたほうがコスト的にはいいのではないかなというような形のものも含めて、検討の中で総合的に考えていくようになると思いますので、よろしくお願ひできればと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 再度、追及しているわけではないのだけれども、学校のほうでも月々に点検をしていたというふうなことだと、それから予算をかけて外壁工事なんかもしましたよね。そんなふうなことなのだけれども、さらに業者を呼んで専門的な見地から見ていただいたのか、そうではなくて統合に当たって学校のほうで見ていたのか、そこについてこういう事故が起こる、事故ではないな、事故と言えば事故だと思うのですけれども、その点検の仕方についてももう少し詳しくお願ひします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

点検といたしましては、昨年の12月議会で板谷議員のほうから、その辺のところの専門的なことは町でも分からないだろうからということで協力してくれるということで、板谷議員にもちょっと立ち会っていただいて屋上へ上がって見ていただく等対応をしました。それから、専門の業者さんにも点検をお願いをして、このような形で対応したところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決定されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第26号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、令和6年4月1日より勤勉手当の支給対象となった会計年度任用技能労務職員に支給を行うために所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第26号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

地方自治法の改正により、令和6年4月1日より会計年度任用技能労務職員につきましても、常勤職員同様、勤勉手当の支給を行うことが可能となったことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第26号、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。左側は現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分となります。

会計年度任用技能労務職員に支給する給与の種類について定めている第5条第1項の中で、期末手当の後に勤勉手当を加える改正を行うものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。この条例は、公布の日から施行し、勤勉手当の支給基準日である6月1日に遡って適用するものでございます。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。では、技能労務職員の給与の一部改正ですが、午前中の一般質問の答弁でも、その中に79名の職員ということでした。この79名は、まず一般職員だけなのか、また技能労務職員等も全て含めた全職員の数なのかお教えいただきたいと思います。

また、この中の技能労務職員は現在何名おられるのか、またこの技能労務職員、どのような職場に今配属されているのかお伺いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、79名の職員のうち、技能労務職員が含まれているかのご質問でございますが、こちらについては技能労務職は含まれていない、常勤の職員のみ的人数でございます。

今現在、会計年度任用職員ではない技能労務職員はゼロでございます。

会計年度の技能労務職員につきましては、多くは給食センターの調理員が該当しておりますが、正式な人数が今手持ちに資料がございませんので、後でお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第27号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第27号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

介護保険サービスに係る人員、設備、運営等の基準については、国において3年に1度改正が行われま

す。介護保険法の規定により、指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等については、厚生労働省令で定める基準により町の条例で定めることとなっており、令和6年度におきましても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により所要の改正が行われたため、関係規定を改正するものでございます。

なお、今回の改正内容については、国基準と同じ内容とするものでございます。

この条例案では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、4条例を改正することとしており、互いの条例の関連性が高いことから、1つの条例案として提案するものでございます。

第1条では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第2条では、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、第3条では、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、第4条では、長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

なお、4条例の一括改正であり改正箇所が多く、議案で23ページ、新旧対照表で71ページとページ数も多くなっておりますので、各サービスで同様の改正内容となっている場合などは説明を簡単にさせていただきます。

まず、本議案、全体的に共通しています主な改正内容でございますが、サービス事業所における運営規程の重要事項について書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、既に廃止が決定している介護療養型医療施設の経過措置期限到来による廃止、その他所要の改正となっております。

それでは、各条ごとにおける主な改正内容について説明いたします。第1条、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案1ページから11ページ、参考資料の新旧対照表は1ページから39ページになります。地域密着型サービスの個々の介護サービス事業が第2章から第9章まで構成されておりますが、事業ごとに同様の改正内容の部分が多いため、重複する場合は簡単に説明いたします。

初めに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する改正でございます。新旧対照表1ページの第6条、介護療養型医療施設は、健康保険法等の一部を改正する法律によって既に廃止が決定されていたもので、令和6年3月31日までの経過措置期限の到来により完全廃止されるため、第11号を削るものでございます。

2ページ、第7条、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するため、改正するものでございます。

第9条は、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、抽象的な規定に改めるものでございます。

3ページ、第24条、身体的拘束等の適正化を推進するため、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のないサービスについて、当該規定を新たに設けるため、第8号及び第9号として追加するものでございます。

4ページ上のほうです。第34条に第3項を加え、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトにも重要事項を掲載することを義務づけるものでございます。

第42条は、第2項に第5号を追加し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定を整備するものでございます。

次に、5ページ、夜間対応型訪問介護についての改正で、第47条は第6条同様に介護療養型医療施設の廃止により、第11号を削除するものでございます。

第48条は、第7条と同様に改正するものでございます。

6ページ、第51条は、第24条と同様に当該規定を追加するものでございます。

第58条は、第42条と同様に記録の規定を追加するものでございます。

次に、地域密着型通所介護についての改正ですが、7ページ、第59条の4は第7条と同様に改正するもので、第59条の9は第24条と同様に第5号及び第6号として当該規定を新たに設けるものでございます。

8ページ、第59条の19は、第42条と同様に第2項に第3号として記録の規定を追加するものでございます。

第59条の24は、9ページ下から10ページにかけてになりますが、第7条と同様に改正するものでございます。

第59条の30は、第24条と同様に第3号及び第4号として当該規定を追加するものでございます。

11ページ、59条の37は、第42条と同様に記録の規定を追加するため、第2項に第4号を追加するものでございます。

次に、認知症対応型通所介護についての改正ですが、第62条は12ページにかけてになりますが、第7条と同様に改正するものでございます。

第65条は、当事業を実施する事業者は、過去の施設運営の経験を引き続き評価するため、令和6年3月31日をもって完全廃止される指定介護療養型医療施設の言及部分は削らず残すものでございます。

第66条は13ページにわたりますが、第7条と同様に改正するものでございます。

第70条は、第24条と同様に当該規定を新たに設けるものでございます。

第79条は14ページにわたりますが、第42条と同様に記録の規定を追加するものでございます。

次に、小規模多機能型居宅介護についての改正ですが、第82条の表中、介護療養型医療施設については、第6条同様削除するものでございます。

15ページ、第83条は、管理者について、現行の基準では兼務可能なサービスが限定されていますが、限定を撤廃するものでございます。

次に、17ページから18ページにわたりますが、第92条は身体的拘束等の適正化を推進するため、既に身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定がある多機能系サービス等について、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づける改正が行われているため、同様に改正するものでございます。

18ページ右側、改正案の第106条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける改正をするものでございます。

次に、認知症対応型共同生活介護についての改正ですが、19ページ、第111条及び121条は第7条と同様に改正するものでございます。

20ページ、第125条は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、利用者の病状が急変した場合や新感染症の発生時の対応等について定めるものでございます。

次に、22ページ下から23ページにかけてになりますが、地域密着型特定施設入居者生活介護についての

改正ですが、第130条は介護療養型医療施設が完全廃止になるため、第7項2号を削るとともに11項を追加し、先進的な生産性向上の取組により、介護サービスの質の確保や職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る人員配置基準について、常勤換算方法で要介護者である利用者の数を定めるものでございます。

24ページ、第131条は、第7条と同様に改正するとともに、削除部分に掲げる併設する事業所は、改正後の規定中のほかの事業所で読むことができるため、削除するものでございます。

第147条は25ページにわたりますが、第125条と同様、協力医療機関等について定めるため、各号を追加するものでございます。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての改正ですが、26ページ一番下からの151条は、介護療養型医療施設の完全廃止により、下線部分を削除するものでございます。

次に、28ページに移りまして、第165条の2は第2項を追加し、施設が定められることとされている緊急時等の対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て役割分担を定め、年1回以上対応方法の見直しを行うことを義務づけるものでございます。

第166条は、第7条と同様に改正するものでございます。

29ページから30ページにわたりますが、第172条は125条と同様、協力医療機関等について定めるため、追加するものでございます。

31ページ一番下から32ページにわたりますが、第187条はユニットケアの質の向上体制を確保するため、ユニット型施設の管理者は、研修を受講するよう努めることを加えるものでございます。

次に、看護小規模多機能型居宅介護についての改正ですが、191条は33ページから34ページにかけてになりますが、介護療養型医療施設の完全廃止により、第7項第4号を削除するものでございます。

第192条は、第7条と同様に改正するものでございます。

197条は35ページにわたりますが、第1号は介護保険法改正により、サービス拠点での通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い改正するもので、第7号は第92条と同様、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるため、追加するものでございます。

ページが飛びまして、37ページ、第203条は第9条の改正に伴い改正するものでございます。

次に、第2条、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

議案11ページから15ページ、参考資料の新旧対照表は40ページから52ページになります。初めに、介護予防認知症対応型通所介護についての改正ですが、新旧対照表40ページの第6条は、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するため、改正をするものでございます。

第9条は、介護療養型医療施設は完全廃止されますが、介護事業者としての過去の運営経験は引き続き評価するため、当施設に係る文言は残し、引用部分も同時に改正するものでございます。

41ページ、第10条は、第6条と同様に改正するものでございます。

第11条は、42ページにわたりますが、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、改めるものでございます。

第32条は、事業所の運営規程の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務づけるため、第

3項を追加するものでございます。

43ページ、第40条は、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定を第42条として整備することと併せて行う改正で、身体的拘束等の記録に関する規定を追加するものでございます。

第42条は44ページにわたりますが、身体的拘束等の適正化を推進するため、新たに規定を設けるものでございます。

次に、介護予防小規模多機能型居宅介護についての改正ですが、44ページから45ページにかけて、第44条表中の介護療養型医療施設については完全廃止されるため、言及部分を削るものでございます。

第45条は45ページから46ページにわたりますが、管理者の業務可能なサービス類型の制限を廃止するものでございます。

46ページ、53条の第1項は、身体的拘束等の規定を第40条第2項に定めることに伴い改正し、第3項として身体的拘束等の適正化のための措置を義務づける規定を追加し、第63条の2として利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける規定を追加するものでございます。

次に、48ページ、介護予防認知症対応型共同生活介護についての改正ですが、第72条及び第79条は、第6条と同様改正するものでございます。

49ページから50ページにわたりますが、第83条に各項を追加し、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関等の連携の下で適切な対応が行われるよう、医療機関等と連携体制を構築するため、利用者の病状が急変した場合や新感染症の発生時の対応等について定めるものでございます。

51ページ下段の第91条は、52ページにわたりますが、第11条の改正により、電磁的記録の定義が定められたことに伴い改正するものでございます。

次に、第3条、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございませう。議案15ページから18ページ、新旧対照表は53ページから63ページになります。

新旧対照表53ページ、第3条ですが、介護保険法の改正により要介護認定者を支援する指定居宅介護支援事業者が要支援認定者を支援する指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになります。それに伴い、従来の従業者の基準とは別に、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準が定めることとなるため、本項の基準を地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援を行う場合の基準に限定する改正をし、それに伴い指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準を第2項として追加するものでございます。

第4条は54ページにわたりますが、指定介護予防支援事業所の定義が地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る基準と、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に係る基準に区別して定められることとされたため、管理者の規定について定めるものでございます。

54ページ、第5条の第2項は誰に本項の説明をするのかを明確にするための改正、55ページ、第3項は指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準で、本章及び次章の担当職員を介護支援専門員に読み替えるための改正でございませう。

第4項第2号は、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、改正するものでございませう。

56ページ、第11条は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において、指定居宅介護支援事業者が指

定を受けて指定介護予防支援を行う場合、交通費の支払いを受けることを認める改正をし、サービスの提供に当たっては、内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとするため、第2項及び第3項を追加するものでございます。

58ページに飛びまして、第22条は事業所の運営規程の重要事項についてウェブサイトに掲載することを義務づける改正をするものでございます。

第29条は、59ページから60ページにわたりますが、身体的拘束等の記録に関する規定を追加するものでございます。

第31条ですが、介護予防支援について、身体的拘束等を行う場合の規定を新たに設けるため、各号を追加するものでございます。

61ページ、第16号は、利用者の居宅への訪問を削除し、同号にイ及びウを追加し、モニタリングについて一定の条件を満たした場合は、テレビ電話装置等の活用を可能とするなど改正するものでございます。

62ページは、新たに第29号として、指定居宅介護支援事業者に対して町から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を情報提供することを運営基準上義務づけるための追加をするものでございます。

63ページ、第34条は、第5条の改正により電磁的記録媒体の定義が定められたことに伴う改正でございます。

最後に、第4条、長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案19ページから22ページ、参考資料、新旧対照表は64ページから71ページになります。

新旧対照表64ページ、第2条は、後続の規定において地域包括支援センターの定義を定める必要があるため、改正するものでございます。

第3条の第2項は、指定居宅介護支援事業所ごとに1人以上の常勤ケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について改正し、65ページ、第3項を追加し、指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを国保中央会のシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合についての規定を設けるものでございます。

第4条は、管理者が兼務できる事業所等の範囲について改正するものでございます。

第5条は66ページにわたりますが、利用者に事業者等を紹介する義務づけを努力義務に変更するため第2項を改正し、第3項にその規定を設けるとともに、67ページ、第4項は特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、改正するものでございます。

68ページ、第14条は、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定を設けるとともに、69ページ、第15号イをウとし、新たにイを追加し、モニタリングについてテレビ電話等の活用を可能とするものでございます。

同じく第29号は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになり、指定介護予防支援事業者には、指定を受けて指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者も含まれることとなるため、指定介護予防支援の業務の委託を行う指定介護予防支援事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に限られることにより、規定上でもその旨の限定を加える改正をするものでございます。

70ページ、第23条は、事業所の運営規程の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに重要事項を掲載することを義務づける改正を行うものでございます。

第30条は、身体的拘束等の記録に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

71ページ、第32条は、第5条第5項の改正に伴い改正をするものでございます。

議案に戻っていただきまして、後ろから2枚目、22ページ、附則第1条でございますが、この条例の施行については公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。ただし、第1号から第4号に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条以降につきましては、それぞれ経過措置を定めているものでございます。

以上で議案第27号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 非常に難しい内容で、細かい点は分からないところが多かったのですけれども、3点ばかりちょっと教えていただきたいと思います。

まず、省令改正によって条例を改正するというふうなことで、この分厚いものが出てきたということで、内容によっては例えば何か罰則があるのかなというような内容があったのですけれども、違反した場合に罰則とか、そういうのはあるのですか。よく条例によっては罰則がないというか、そんなふうな条例もあるようなのですが、そういう罰則があるのかどうかということと、まず介護等の実施事業者には、この内容については国からではなくて情報提供を町からするわけなのですか。この改正がなったら、それを全部そういう事業者に町から通知するわけですか。

それからもう一点、施設の条例改正になったとすると、その事項について内容査察というのは町がやらなければいけないのですか。そうなるちょっと大変だなという感じがするのですけれども、その3点についてお願いします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

国基準に倣って今回改正しているわけですが、罰則があるのかということなのですが、罰則といいますが、介護のサービス自体は介護報酬ということで、決められた費用を国、県、町が負担してサービスの提供をしていくわけなのですけれども、その中で基本の報酬に対して加算ですとか、あとはそういった条件が整わない場合には減算されるとか、そういうところでサービス費のほうに反映がしていくようになっております。ですから、罰則というよりも加算があったり減算があるという形で出てくるような形になっております。

それから、事業所への通知は町からするのかということなのですが、国のほうから介護保険の最新情報ということで、定期的にそういったものが発信されておりますので、そういうものを事業所のほうには町のほうから必要なものを発信しております。ですので、基準が変わる改正時期には、事業所のほうも意識して体制を整える等ですとか、そういうことはしてもらっております。今回の改正は、6月議会上程しまして、4月1日からの適用ということですので、そういった適用になりますよということで、事業所のほうには通知のほうは差し上げております。

また、地域密着型の今回の4条例を改正した事業所の関係なのですけれども、こちらは町が指導、監督するということになっておりますので、そこを町内の事業所につきましては、町のほうが指導、監督の基準をこの条例から抜粋して、そこが合っているかどうかという確認は、大変だということなのですけれども

も、町の担当のほうでやっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1点だけ。例えば身体拘束とかでよくテレビなんかでも問題になったりするわけなのでですけども、そんなふうなところが出てきた場合には、当然これは罰則的なものがあるような気がしたのですけれども、当町でそんなふうなのがあったとかないとかはどうでもいいのですけれども、それはまたどこか違うところで法律的なものでやられるのか、今分からなかったらいいのですけれども、一応そのところ答えられれば、すみません。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

身体的拘束の規定も今回条例のほうに各サービス全てに盛り込まれておりますので、事業所はこの基準に合わせてやっていくことが必要になってくるわけなのですけれども、そういった拘束のための委員会の設置なんかは設けなければならないというサービスもございますので、そういったところを守っていただきながら、事業所についてはやっていってもらうようになると思います。

それから、介護施設ですとか事業所のほうには国がつくっている手引等がございますので、身体拘束については原則禁止ということでやっていただくのと、あとやむを得ない場合というのが、緊急に利用者の生命を守るとか、身体を守るとかということの場合のやむを得ない場合は仕方ないということなのですけれども、そういった場合はちゃんと記録を取っておくということで決まりができましたので、それに基づいてやっていただくことになると思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時10分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第28号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

委員の任期に関する規定を改正したいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、議案第28号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回の一部条例改正は、長瀬町観光振興計画策定委員会の委員の任期等について、所要の改定を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第28号、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、第4条第1項でございますが、「委嘱又は任命の日から長瀬町観光振興計画の策定の日まで」を「2年」に改め、同項に「ただし、再任は妨げないものとする。」を加えるものでございます。

次に、附則第2項でございますが、「この条例の施行後最初に行われる」を「委員長及び副委員長ともに欠けたときの」に改めるものです。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 長瀬町観光振興計画策定委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第11、議案第29号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,349万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億8,616万7,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第29号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

では、補正予算の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回6,349万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億8,616万7,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の10、11ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額5,025万6,000円は、物価高騰に伴う低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に関する経費について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため増額するものでございます。

第2目民生費国庫補助金、補正額369万8,000円は、児童手当の拡充に伴う児童手当支給事業に関する経費について、子ども・子育て支援事業費国庫補助金を活用するため増額するものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入、補正額400万1,000円のうち200万1,000円は、経営改善普及事業において町内事業者への事業承継支援事業に対応するものでございます。

12、13ページを御覧ください。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額363万円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額するものでございます。

14、15ページを御覧ください。次に、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。第2款総

務費、第2項企画費、第1目企画総務費、補正額375万4,000円は、寄附を受けた土地において駐車場整備を行うため、既存工作物の撤去等を実施することから増額するものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額2,979万1,000円のうち2,815万2,000円は、物価高騰に伴う支援として定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対して、上回る額の合算額を基礎として1万円単位を切り上げて算出した額を支給するため増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額2,288万1,000円のうち2,210万4,000円は、物価高騰に伴う低所得者支援として、新たに令和6年度住民税非課税世帯及び令和6年度住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給するため、また給付金の対象世帯で18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童がいる世帯に対して、児童1人当たり5万円の給付金を支給するため増額するものでございます。

16、17ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額312万円は、児童手当の拡充に伴い、支給の準備に要する事務費を増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第3目林道費、補正額29万6,000円は、側溝の清掃を行い、林道の通行における安全を図るため増額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額200万1,000円は、町内の事業者に対して事業承継を支援するため、アンケートの実施及びセミナー等を開催することから増額するものでございます。

第10款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費、補正額13万8,000円は、中央公民館のロビーの明かり取りから雨漏りが発生しているため、修繕を行うことから増額するものでございます。

以上で議案第29号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。では、補正予算書の14ページ、上から6行目、企画費、企画総務費375万4,000円、これは駐車場整備工事費ですが、寄附採納した土地とありますが、場所はどこか、またどのような目的で使用する駐車場なのか、そしてどのくらいの面積で何台くらいの駐車が可能なのか伺います。

あと1点、補正予算書の16ページの中段です。商工総務費の200万1,000円ですが、町内の事業者に対して適切な事業継承を支援するためとありますが、対象となる事業者はどのような職種なのか、また何件程度が対象なのか。アンケートやセミナー等を実施するとありますが、町が主体で行うのか、業者委託をするのかをお伺いします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） それでは、鈴木議員の駐車場整備工事についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、こちらは予算、企画総務費になっているのですが、駐車場の整備につきましては建設課のほうで担当させていただきますので、私のほうから説明をさせていただきます。まず、場所はどこかのご質問についてなのですが、場所は長瀬地区公園の南側で、この4月から市民農園として整備した場所の国道140号を挟んで川側の土地になります。

続きまして、目的になりますが、こちらの目的なのですが、こちらは長瀬駅前の観光シーズンの

渋滞等が発生しております。こちらの原因につきましては、長瀬駅付近の踏切を通行する特に大型観光バスの車両の擦れ違いや駐車場不足が考えられます。そのため、車両の動線を変えることで長瀬駅周辺の交通渋滞を緩和するため、寄附を受けた土地を大型バスを中心とした駐車場として整備をするものでございます。

面積と台数についてなのですが、面積につきましては約6,000平米でございます。台数につきましては、大型バスを中心とした駐車場を整備するというにはなっておりますが、台数につきましては今後検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

まず、この経営改善普及事業につきましては、一般財団法人地域活性化センターの移住定住交流推進支援事業助成金を活用いたしまして、町内の事業承継に対する潜在的なニーズを把握することにより、長瀬町商工会や専門機関と情報共有を行い、今後の支援策の検討や創業、事業承継等の支援に結びつけるものでございます。

対象者ということなのですが、基本は長瀬町商工会の会員を対象として、その会員の全事業所を対象といたします。対象数は、令和5年度末の町内事業者の334会員を予定しております。

次に、セミナーについてなのですが、このセミナーは企画運営は業務委託をしますが、町が主催し、商工会の協力の下、事業承継のメリットを広く知ってもらうため、事業承継の基礎知識や事業承継の手続、準備、事業承継経験者とのトークセッションなどを行う予定であります。セミナーを通じて事業承継の機運の醸成を目指すものであります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 鈴木です。ありがとうございます。1つ駐車場の関係ですけれども、まだ決まっていらないと思うのですが、今後これは有料駐車場にももちろんなると思うのですが、料金等は今後設定をするのかどうかお聞きします。

あと1点、産観の関係ですが、334会員、私はよく分からないのですが、商工会全体の会員数かなと思いますが、この中によく商業部会とか工業部会とか観光部会というのがございます。これが全て合わさった数がこの数で、この会員が対象でよろしいのか再質問します。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

料金設定についてでございますが、現時点では有料を視野には入れておりますが、そちらについてまだ検討中でございます。今後の運営につきましては、有料とした場合の徴収業務の委託ですとか、指定管理者による駐車場の運営等が想定されますが、具体的な運営方法については、今後検討の上、決定させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えします。

商工会の会員の方なのですが、商工部会、工業部会、観光部会などあると思うのですが、それを合わせ

た全部の会員の方を対象としています。ただし、町内事業者の方に限っていますので、全会員からは少し少ない数となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番。まず、駐車場整備については、以前あそこの入り口に違う持ち主の区画があって、それを購入するという話が出たと思うのです。入り口のところに、寄附をされたところではないところがあるので、それを購入するという話、ちょっと私の記憶違いであれば失礼します。それがもしなくなったのかどうか。

それから、撤去といってもあそこは何もないような気がするのですけれども、整備は含んでいないのかどうかということです。見たところ作物があって草があるだけで、あとそれほど撤去にこれだけの予算がかかるようなあれがなかったと思うので、そのことについて。

それから、物価高騰の対策事業のほうなのですけれども、これ極めて分かりにくいところなのですが、低所得者支援及び定額減税補足給付、調整給付というもののなのですけれども、これは何世帯で何人を見込んでいるのかということについて、1万円未満を切り上げて算出したということで書いてあるのですが、そこの世帯数と人数。それから、物価高騰のほうでは、まだ応援給付のほうがあるのですけれども、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯というのがあるのですが、おのおの10万円ということのようですが、先ほど住民税非課税世帯が何か678世帯というような、聞き間違ったのかな、メモになって、住民税均等割のみ課税が177世帯というような数字が出されたような気がするのですけれども、それではちょっと待てよ、この1,000万6,000円ずつに合わないなということになるのですが、これは申請してきた人だけということで100人ぐらいを目安にしたのかどうかということについてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） それでは、村田議員のご質問に回答させていただきます。

駐車場整備工事の場所についてなのですが、入り口の違う土地の所有者の土地を購入する話があったということでございますが、今回の整備に当たりましては、全て寄附をいただいた土地の中で整備を予定しております。

続きまして、撤去とあるが整備は含んでいないのかということでございますが、今回の整備工事の内容でございますが、まず整備に当たりまして、土地を造成するに当たりまして、ダムの土砂をいただいて造成する計画でございます。まず、今回の内容は、ダムの土砂を受け入れるために既存の工作物の撤去、ブドウ棚等の撤去を行いまして、また搬入できるように整地等をさせていただくような内容で、今回予算の計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの調整給付の関係についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、定額減税におきまして、所得税3万円、住民税1万円が引き切れなかった方が対象となります。人数につきましては、現時点で1,700人を、世帯ではなく人数です、引き切れなかったということで。ただ、この人数につきましては、今回所得税も市町村のほうでということで大変複雑でございまして、現時点で調整給付のシステム

改修が終わっていないもので、人数につきましては町のほうで持っております確定申告書ですとか、給与支払い報告書等を基に算出した人数でございまして、正確な人数につきましては、システム改修が終わっていないということで、一応現時点で1,700ということで考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、令和5年度の非課税世帯及び均等割のみ課税世帯ということで、今回補正予算に上げさせていただきましたのは、令和5年度には対象にならなかったけれども、6年度の課税状況が非課税になった方、または均等割のみ課税になった方の世帯ということですので、対象が変わってきております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、手短に。蓬莱島の駐車場というか、あそこにダムのをもらってきましたよね。あんなふうな形でやるので、その整備と。ただ、ブドウ棚なんかだと私が見る限りでは、ちょっとやればどいたようなものだったから、あれだけかかるので、そんなにお金かかるのかなってちょっとびっくりしたのだけれども、ではそこに入っていけるようにしたりとか、いろいろもろもろ考えてということによろしいわけですね。

あとの手前の土地については、私も過去の議案書を見ていないので分かりませんが、不確かなので、ここでは手前は含まないというふうなことだけで承知をしておきますが、もしそれも答弁であったとすれば、担当課のほうに後で私が行って質問します。

では、物価高騰のほうについては分かりました。だけれども、税務課長の1,700人というのは、これ非常に難しい、何か煩雑なことで、多分システム改修にもお金かかってくるのかなというような気がするのですけれども、ここで言ってもしょうがないので、政府のやり方がおかしいかなということを言います。

あとについては、678世帯と177世帯あるけれども、これは5年度と重複しないのでやるからということで、大体100人程度だということで予算を組んだから、同一の金額が出てきているということでよろしいわけですね。

あとは、子育て世帯の201万2,000円なのですけれども、これは今回は全然何か去年やったからどうこうないような気がするのですけれども、物価高騰のほうで子育て世帯加算というのは、これは分かっていますか、人数とか。では、それもすみません、人数だけ。これで最後です。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

うちのほうのシステム改修の関係でございしますが、6年度の当初予算のほうで定額減税に伴うシステム改修業務委託料ということで135万6,000円ほど予算のほうを上げさせていただいてございます。そのうち、定額減税に伴うシステム改修と、あと調整給付に関するシステム改修と2本ございまして、定額減税に伴うシステム改修のほうは終わっているのですが、こちらの調整給付に関するシステム改修は、たしか今月下旬の予定ということで、現時点ではまだ正確な人数が出せないなので、そういったことで見込ませていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

こちらの対象が非課税世帯100世帯、均等割のみ課税世帯100世帯ということで出しているのですが、こちらはシステム改修はこれからなのです。システム改修が年度当初の予算で23万4,000円上げさせていただいているのですが、システム会社のほうでシステムの提供ができるのが7月以降ということですので、税務課のほうの課税台帳が出来上がって、その後改修をして正式な対象者が出るということですので、概算で恐らく足りなくてはならないであろうという世帯数にしております。

それから、子供加算なのですけれども、こちらも前年度と同じようにお子さん1人当たり5万円ということで計上させていただきまして、40人分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） まちづくり推進事業の中の駐車場整備につきまして、幾つか話が出ておりますけれども、もう少し詳しく別角度から聞きたいと思うのですが、工作物を撤去するだけの今回予算計上というふうなことでありますが、土地にすると6,000平米ということで、簡単に言うと60メートル、100メートルですよね。そういうふうな広さのものでありますので、相当の場所であります。長瀬の一等地であります。そういうようなところに寄附を受けたことでバスの駐車場を設けたいと、踏切のところの混雑を解消したいというふうなことでありましたけれども、バスの出入口は隣接地を購入しないことで考えているようなのですが、出入口としてはいわゆる秩父寄りの高いところから出入りしようとしているのでしょうか。

また、そういうふうなことで、あとこの予算に直接は関係ないのですが、先ほどの話の続きの聞きますと、踏切の大型バスの混雑というふうなことで解消しようとする、あそこには個人経営者、いわゆる民間事業者がバス会社等に接触していろんなバスを呼んでくるというか、そういうふうな状況の中でバスを連れていく、お客さんを連れていくという状況の中で混雑がされております。ですから、駅前から、信号から駅の前への入り口のところまでは県道、そこから先は町道というふうな状態で仕分けされていますけれども、その踏切に近い部分につきましては、大型バスの進入禁止にするようなことにしないと、踏切はどうしても差しかかかっていくようになると思うのです。でも、そこまでの規制が果たしてできるのかということもあります。それから、それと同時にバスの駐車場を造ったときに、このバスの駐車場はずっと永久的にそうなるのか、それともまだ期間的に寄附を受けた限定的な状況の中で、やがてはもっと有効な活用に転換していきたいというふうな思いもあるのか、その辺のところも聞かせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、バスの入り口ということになるのですが、計画では議員おっしゃるように高台のところから進入するようなことを計画させていただいております。

続きまして、こちらの駐車場は永久的なものなのか、転換の考えはあるのかということでございますが、現在は長瀬駅前の踏切対策ですとか、駅前の渋滞緩和対策のために、こちらの土地を利用させていただいて、大型バスの駐車場を整備させていただきたいということがございますので、そちらが解消につながる

ことをこちらのほうは考えて整備をしておりますので、駐車場として利用を続けることを想定させていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 新井議員の質問に補足としてお答えをさせていただきます。

駐車場の経営が継続的なのかどうかということでございますけれども、あれだけの面積を本格的な駐車場として整備しますと、アスファルト舗装等が必要になりますけれども、これには多額の費用がかかります。そうしたことも踏まえるとともに、大型駐車場を中心として駐車場整備を考えておりますので、その辺の利用実態をよく見た上で、どこまで、いつまで駐車場とするのかを含めて、その際に判断をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） だんだん話が見えてきました。あくまでもこれは既存工作物の撤去であって、実際のところ駐車場をどの程度の広さにするか、広さとしては6,000平米あるけれども、実際のところ駐車場部分に砂利を入れる部分にはそんなにかもかもしれないし、とにかくそれはまた追って検討するということなのですね。

〔「全部入れますよ」と言う人あり〕

○9番（新井利朗君） 全部6,000平米に砂利をどのくらいの厚さで入れる予定なのですか。それは結局ダムの掃除を手伝うためにやるようなものですか。後々また使いにくくなってしまってももったいないですし、いろんなことがあるかと思うので、その辺の結局全部ダムで、6,000平米を30センチの砂利を積んでしまっただけで結構沈むものはあるかもしれない、20センチといたって相当の量あるので、ダムの管理者としては非常に喜ぶかもしれないですけれども、長瀬でそんなに6,000平米もの砂利を扱ってくれたら。でも、その後の使い道というものもあると思うので、その辺のところを有効に、やっぱり寄附してくれた人のことも考えて有効活用できるような状態で、半分は駐車場になっても、半分はもっと長瀬がためになるような、長瀬に来て喜べるような、楽しめるような、そういうふうな施設ができるかもしれないし、そういうふうな形で有効的な活用に使えんことも考えなくてはいけないと思うのです。あそここのところはまだまだ、6,000平米は非常に大きく考えていただきたいという思いから質問しています。よろしくお願ひします。

○議長（岩田 務君） 質疑については、先ほどの件でいいですか。

副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 新井議員の再質問にお答えをいたします。

ダムの土砂を埋める量でございますけれども、約6,000平米に対して全面的に土砂を入れていただく予定でございます。高さにつきましては、町道あるいは周辺の土地とほぼ同じレベルまで入れていただくことを想定しております。高さにして約50センチ、あるいはそれよりも若干多いぐらいになるかもしれませんが、そのぐらいの量を入れていただく予定でございます。全面的にあそこが土砂を入れていただくことで平らになりますので、当面は大型駐車場を中心とした駐車場として考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

---

◇

◎会議時間の延長

○議長（岩田 務君） ここで議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

---

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第12、議案第30号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ222万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億150万5,000円にしたため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第30号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正予算の概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部が改正されたことに伴いまして、現在の紙ベースの健康保険証の発行が12月2日をもって終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、その準備のために要する経費を補正するものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございしますが、歳入歳出予算それぞれ222万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億150万5,000円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございしますが、第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の補正額196万9,000円は、歳出の電算処理業務委託料以外の経費が国庫補助の対象となることから、増額するものでございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の補正額25万1,000円は、歳出の電算処理業務委託料に相当する額を事務費繰入金として一般会計から繰り入れるため、増額するものでございます。

次に、主な歳出でございしますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額220万円は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する準備として、国民健康保険で把握している加入者の情報を原則全ての被保険者に対して通知することになり、その郵送に係る経費、通知作成に係る委託経費を増額し、また被保険者への加入者情報の送付に伴うシステムの改修、負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入に伴うシステムの改修、マイナンバーカードを取得していない方などに交付する資格確認書に関するシステムの改修など、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に要する経費を増額するものでございます。

以上で議案第30号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第13、議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員である外池秀彦氏の任期が令和6年3月31日付で満了したことに伴い、同氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

外池氏は、上長瀬区に在住し、平成24年から長瀬町公平委員会委員として、令和元年からは委員長としてご苦労いただいております、幅広いご見識と行政にも精通された方であり、委員としてふさわしい方でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

先ほど申し上げましたとおり、平成24年から長瀬町公平委員会としてご苦労していただいております、令和元年からは委員長としてご苦労していただいております。委員としてふさわしい方でございますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり同意されました。



### ◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第14、議案第32号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員である大澤雅文氏の任期が令和6年6月23日で満了となるため、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり同意されました。



### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第15、請願第1号 国に対し「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員、村田徹也君に趣旨説明を求めます。

○5番（村田徹也君） それでは、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願が秩父社会保障推進協議会代表、千島正行氏から出されておりますので、その内容についてかいつまんでご説明いたします。

マイナンバーカードの一体化を進める法律が2023年6月2日に成立し、現行健康保険証を2024年秋に廃止することが決まっています。しかし、埼玉県保険医協会の会員調査では、マイナ保険証利用によるトラブルを経験している開業医が多く、2023年10月以降でも58%の開業医が何らかのトラブルを経験しているそうです。また、健康保険証廃止に賛成は3%で、保険証を残すべきと廃止を延期すべき、これを合わせると97%に上っていることが当推進協議会から報告されております。

厚労省の発表によると、マイナ保険証の利用率は2023年4月は6.3%、12月は4.29%という状況です。小鹿野町立病院では、4月から3月の1年間の平均利用率が2.19%であったそうです。秩父市立病院での2023年12月の利用実績は0.3%という状況であったようです。昨今、マイナンバーカードが利用された特殊詐欺や相次ぐ情報漏えいなどの報道により、国民の信頼は高まらず、利用率は上がらない状況にあります。また、国家公務員の利用率も平均4.36%と国民の利用率と相違なく低い状況です。障害のある方、寝

たきりや認知症の方等の社会的弱者の方々にとっては、カードの取得や更新手続、病院での受診等、困難な問題は山積していることにより、社会的弱者が取り残されてしまうことはあってはならないことです。

政府は、マイナ保険証を持たない国民に当面は資格確認書を発行し、持っている国民には資格情報のお知らせを発行することにしていきます。しかし、わざわざ異なる券や証書を発行することに合理性は見えず、保険者である自治体も12月までに発行体制を整えることが困難なような状況です。国は2023年度補正予算で保険証推進に関わる予算887億円、推進策に217億円計上しましたが、現行の保険証を残すことにより不要な支出となっております。現行の保険証の廃止は、本来任意のはずのマイナンバーカードの取得を事実上義務化させることとなり、国民の選択の自由を奪うもので、マイナンバーカードを健康保険証として使うか否かは国民の任意とすべきです。よって、2024年12月の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証の存続を強く求めるものです。

ちなみに、埼玉県では6つの市町村が国に意見書を提出しております。これは昨年度までです。令和5年度末までです。全国では130市町、区も含めますがこの意見書を出しているという状況だそうです。

以上、説明を終わります。

○議長（岩田 務君） これより本請願に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

請願第1号については、長瀬町会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより請願第1号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 国に対し「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、請願第1号 国に対し「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願は採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後5時04分

再開 午後5時13分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

○議長（岩田 務君） 追加日程第1、ただいまお手元に配付いたしましたとおり、村田徹也君から1件、追加発議の提出がありました。

お諮りいたします。発議第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。



◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 追加日程第2、発議第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書を議題といたします。

意見書の内容について、提出者の村田徹也君の説明を求めます。

○5番（村田徹也君） それでは、現行の健康保険証の存続を求める意見書について朗読させていただきます。

2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一体化を進める法律が昨年6月2日に成立、今年12月に保険証廃止が決まっています。しかしながら、埼玉県保険医協会の会員調査では、マイナ保険証を利用することによるトラブルを経験している開業医が多く、直近調査では、政府が総点検で一定の収束の方向性を示していた昨年10月以降に限定しても、58%の開業医がトラブルを経験しています。健康保険証の廃止について賛成したのは僅か3%で、保険証は残すべきが89%、廃止は延期すべきが8%で、合わせて97%が保険証の廃止を望んでいないことを示されています。

厚労省の発表によれば、システムが本格稼働した昨年の4月度のマイナ保険証の利用率は6.3%でした。12月度は4.29%です。町立小鹿野中央病院では、2023年4月から3月のマイナ保険証の平均利用率は2.19%、秩父市ではマイナンバーカード保有率は79%ですが、12月の秩父市立病院でのマイナ保険証の利用実績は僅か0.3%です。マイナ保険証は、不安もなくメリットを感じていれば利用率は増えていくはずですが、マイナンバーカードを利用した特殊詐欺事件や相次ぐ情報漏えいの報道にマイナ保険証に対する信頼は高まらず、むしろ下がり続けています。また、国家公務員の利用率も平均4.36%で、国民の利用率と相違なく極めて低い状況です。

障害のある方、寝たきりの方や認知症の方などの社会的弱者の方々にとっては、マイナンバーカードの

取得や更新手続、病院の受診などは非常に困難で問題は山積みです。

医療デジタルトランスフォーメーション推進に当たり、新しい技術の導入時期に当たっては様々なトラブルやエラーが生じることはやむを得ず、それらに上手に対応してよきシステムに発展させていくことが必要ですが、こうした社会的弱者の方々を取り残されてしまうことはあってはならないことです。

政府は、マイナ保険証を持たない国民全員に当面は資格確認書を発行し、マイナ保険証を持つ国民全員には資格情報のお知らせを発行することにしています。いずれの券面とも現在の健康保険証と表記内容は同様であり、わざわざ異なる券や証書を発行することに合理性は見えません。これらが発行する保険者にとっては、今年12月までに発行体制を整えることが困難になっています。現行の保険証が存続すれば、国民や患者や医療機関にも分かりやすく、保険者にも新たな人手や予算も必要となりません。

国は、2023年度補正予算でマイナ保険証推進に関わる予算として887億円を予算計上し、医療機関に対して利用率の目標設定、利用実績に応じた評価を行い、利用率増加に応じた補助金を交付するなどの推進策に217億の予算を計上しました。現行の保険証を残せば不要な支出です。現行の健康保険証の廃止は、本来任意のはずのマイナンバーカードの取得を事実上義務化させることになり、国民から選択の自由を奪うものです。マイナンバーカードを健康保険証として使うかどうかは国民の任意とするべきです。

よって、今年12月の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証の存続を強く求めるものです。

令和6年6月12日。内閣総理大臣、岸田文雄様、厚生労働大臣、武見敬三殿、総務大臣、松本剛明殿、法務大臣、小泉龍司殿、デジタル大臣、河野太郎殿、衆議院議長、額賀福志郎殿、参議院議長、尾辻秀久殿。埼玉県秩父郡長瀬町議会議長、岩田務。

提案理由、地方自治法第99条に基づく意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、デジタル大臣及び国会に提出したため、この案を提出するものである。

以上です。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



#### ◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第17、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



#### ◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



#### ◎閉会について

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



### ◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、専決処分の承認案、条例の改正案、補正予算案などの合わせて10件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

梅雨に入りますと、これからしばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、皆様には健康にご留意なされ、町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の開議を閉じ、令和6年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後5時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 野 原 隆 男

署 名 議 員 村 田 徹 也